

舶主王直功罪考（後篇）

——胡宗憲の日本招諭を中心に——

山 崎 岳

はじめに

- 一 「擒獲王直」と「王直上疏」
- 二 二つの王直像
- 三 明廷の日本招諭論
- 四 蔣洲の日本出使
- 五 王直の歸還
- 六 源義鎮の入貢要求
- 七 王直の最期
- 八 胡宗憲の失脚
おわりに

はじめに

本稿は、前篇に引き續き、明代中期に日本と中國の間で海商として活動し、海賊として處刑された王直という人物の事蹟を考證し、その罪状がいかなる歴史的條件のもとで定まったのかを明らかにするものである。こうした検討を通じて、王直の功罪をめぐる同時代の人々の認識が、東アジア海域の政治的安定という明朝中國にとっての現實的課題とどのよう

に連動するものだったのかを示したいと思う。^①

王直は、『明史』をはじめ大半の傳統的歴史記述において、中國を裏切つて日本から倭寇を呼び込んだ元兇と見なされ、否定的に描かれる人物である。いわゆる「正史」に代表される傳統的な歴史觀は、中國では根強い生命力をもっており、倭寇を主題とする多くの歴史書において、王直をその黒幕とする見解は現在に至るまで繼承されている。^②

ただ、嘉靖倭寇とは明朝の海禁政策に對する民間の反動であり、その究極の原因は當時の政治體制にあつたとする見解も、學界を中心に廣く支持を得ている。^③ 中國大陸の一部の學者の間では、王直は勃興しつゝあつた商業資本の利害を代表して明朝の専制支配に武力闘争を挑んだ存在と規定され、その進歩性を評價する論考も少なからず發表されてきた。^④

一方、日本における王直論は、軍事面よりも海商としての經濟活動により強い關心が注がれる傾向がある。^⑤ 王直に代表される華人海商によつて發展した東アジア地域の通商網が、戰國日本の外交關係にも深く関わつていた事實や、世界的次元での文化接觸に大きな役割を果たした事實は、日本史・中國史雙方の研究者の關心を引きつけてきた。

このように王直は記述者の歴史觀によつて多様な側面を見せる素材だが、近年、その人物像にはある種の定型化が進みつつあるように思われる。昨今の海域史研究の盛行とあいまつて、學界の内外で王直とその時代に對する關心は比較的高く、筆者が前篇を公表して以後も王直に言及する著作は複數公刊されている。しかし、こと王直その人に關する限り、多くは既知の事實を一般向けにまとめた啓蒙的な敘述であり、これまでの學説を根底から問い直すことは意圖されていない。

前篇において、筆者は主に寧波の郷紳萬表の『海寇議』を題材とし、王直が寧波近海の密貿易業界で壓倒的な優位を勝ち取る過程と、嘉靖三二年（一五五三）に官軍の追討により瀝港の據點を追われ、日本に據點を移すまでの活動を検討した。その結果、嘉靖倭寇に先立つ王直の海上霸權は、寧波府や按察司などの現地當局との不即不離の協力關係によつて打ち立てられたことが明らかとなった。王直は武力を用いて官軍の軍事行動に貢獻することで、瀝港における日本との貿易

を官憲から黙認され、「倭寇」でも「海寇」でもなく、かたぎの商人として、また官軍の下請けとして公然と活動する機会を與えられていたのである。ところが、こうした政治的妥協は官憲内部における主戦派官僚の強い意向によって破られ、王直は浙江における據點を追われて、當時倭寇の發源地とされた日本に向かうことになる。

本稿では、これらの事實をさらに深く深い次元に敷衍しつつ、王直の事蹟とそれを取りまく背景事情を総合的に考察する。浙江海域から退避した王直が日本に移ってから、浙直總督胡宗憲の招撫を受け入れて身柄を拘束され、その後處刑されるまでの時期が、本稿の主要な検討対象となる。

一 「擒獲王直」と「王直上疏」

『籌海圖編』に收められた「擒獲王直」と、『倭變事略』に附載された「王直上疏」は、ともに王直の生平を語る上で、頻繁に利用される文獻である。^⑥前者は總督軍務胡宗憲の計略によって王直が捕縛される顛末を綴った記録、後者は王直が自身に向けられた嫌疑に辨明を試みた上奏文とされ、それぞれが極めて對照的な兩種の人物像を傳えている。前者の撰者は目下確定されず、後者はその由來に不明な點もあるが、いずれも王直の在世時から時を隔てず成立した文獻である。

現在一般的な王直論では、「擒獲王直」の記述はしばしば史實そのものとして扱われることが多いのに對し、「王直上疏」はあくまで参考程度に位置づけられるに過ぎない。^⑦兩文獻の性格を考えれば、前者が浙直總督の幕下においてその半ば公的な權威のもとで編纂された記事である一方、後者は一介の文人の手になる野史の附録で、しかも處刑された罪人の自己辨護ともなれば、その史料的价值の評価に差序が生じるのは當然であろう。

しかし、王直の揺れ動く評價そのものを同時代史の中に位置づけようとする本稿の主旨からすれば、王直自身の言い分

にもできるだけ眞摯に耳を傾けねばならない。さらに言うなら、「擒獲王直」も、相應の政治的な背景を抱え、ある種の偏向した記述を含む點は「王直上疏」に劣るものではない。

「擒獲王直」は、しばしば王直の一代傳とも位置づけられる文獻である。王直の生平について、その出生の奇譚から説き起こし、生計のために海外貿易に乗り出した王直が、やがて倭寇の首魁として名を顯し、最後には官軍に投降して處刑されるまでの行蹟を記すものである。その篇名は『籌海圖編』の中の、それぞれ異なる撰者による對倭寇戰記を収めた「大捷考」の一篇、「擒獲王直」によるが、撰者名の記載はない。⁸⁾また、胡宗憲の關係文集『忠敬堂彙錄』所收の「平倭錄」には、『籌海圖編』版とほぼ同文の「擒獲王直本末」が載録され、撰者には幕客の邵芳の名が當てられる。⁹⁾『金聲玉振集』の編者袁敷は、撰者不詳のやはり同文の版本を茅坤の『紀剽徐海本末』とあわせて『海寇後編』と名付け、前篇で詳述した『海寇議』の續編として載録する。嘉靖四〇年序を附す胡宗憲修『浙江通志』では、同篇が杭州の文人田汝成撰の「王直傳略」として引用される。¹⁰⁾刊行年次は版本によつて若干のずれがあるが、おそらくその主要部分は嘉靖三八年の終わりごろ、王直の刑死の前後にはすでに成立していたものであろう。¹¹⁾

四庫全書は「王直傳略」系統の『汪直傳』を存目に採り、次のような提要を付す。

撰者の氏名は明記されない。嘉靖年間に汪直が倭を誘引して海上に入寇したこと、および總督胡宗憲が經略を用いてこれを誘殺した事實を記す。胡宗憲に功を歸すること甚だしく、あるいはその幕客が作ったものであろう。¹²⁾

同篇は王直に關する貴重な同時代史料だが、とりわけ胡宗憲による王直招撫の顛末に主要な筆が割かれ、その「王直を擒獲」した功績を顯彰する意圖が明らかなことから、究極の主人公は胡宗憲であると言っても過言ではない。『籌海圖編』の無記名記事の常としてその編者鄭若曾の手になる可能性も排除できないが、ほかにも同篇撰者に擬される邵芳や田汝成がいずれも胡宗憲とゆかりの深い人物であることから、その幕客の作であるとの説は妥當であらう。

これに對し、「王直上疏」の撰者は「帶罪犯人王直、即汪五峰」、つまり王直その人ということになる。同篇は、采九德『倭變事略』の卷末「附録」に引用されたことで現在に傳わつたもので、嘉靖三六年（二五五七）九月二五日に王直が一黨數千人を率いて杭州灣に來航し、人づてにこの奏疏を胡宗憲のもとに届け、皇帝への上呈を依頼したと説明されている¹³。この上疏が朝廷に届けられた形跡はないので、おそらく最後まで胡宗憲の手元にあつたものが、王直の處刑後に閩外に漏れ出たものと思われる。

ただし、『倭變事略』が述べる嘉靖三六年という撰述年代に問題がないわけではない。實際の記述をみると、嘉靖三五年を今春と呼び、官府當局に徐海の侵寇に對する警戒を促す箇所があり、全體の内容もこの年に執筆されたと解釋して矛盾のないものである。この前年に胡宗憲が日本國王招諭のために蔣洲と陳可願を派遣し、當年には陳可願が王直の義子王激こと毛海峰らを帶同して歸國している。すでに胡宗憲の招撫に従う方針を決めた王直が、この時機を捉えて赦免を願ひ出る上疏を陳可願に託したとしても、十分につじつまが合う。これで全く問題がないわけではないが、目下、筆者は同篇の主要部分は嘉靖三五年に著され、別の上疏との取り違えなど何らかの原因によつて、嘉靖三六年の上疏と誤認されることになつたものと推測している¹⁴。

同時代のほとんどの關連史料が王直を國賊としてその惡逆を強調するのに對し、同篇は、王直が自ら、國家への忠誠を盡くし、倭寇の平定に協力した功績を列舉しつつ、自身とその家族が被つた冤枉を訴えるもので、その意味でも貴重な文献である。しかし、後述のように、胡宗憲がその日本招諭政策を推進していた時期には、ここで主張される王直の立場は總督衙門の公式見解と一致したものであり、一定の支持を得ていたはずである。

『倭變事略』の撰者采九德は海寧衛の軍官の家系に生まれた人物で、嘉靖年間倭寇に際して、總督衙門から日々發表される情報を抄寫して同書をまとめたとされる¹⁵。采九德が胡宗憲と個人的にどのようなつながりを持っていたのか詳しい

ことは分からないが、同書「附録」の王直投降についての記述には「擒獲王直」とほぼ同一の文が含まれていることから、當時海鹽縣の學生であった采九徳もまた、胡宗憲幕下に集まる情報に比較的容易に接觸できる場に身を置いていたものと推測される。

このことから、「擒獲王直」と「王直上疏」は、王直の功罪について正反對の立場をとる文献でありながら、どちらも浙直總督胡宗憲の周邊に由來する點は共通するということになる。次章ではさらに今一步進んで、その記事内容を検討することにしよう。

二 二一つの王直像

嘉靖三二年（二五五四）、官軍に追われて日本に去った後の王直の様子は、「擒獲王直」にはこのように記されている。

（王直は）新たに巨船を建造して互いに連ねさせた。その廣さは二百二十歩四方あり、二千人を收容した。木で城柵をめぐらし、槽やぐらや四方の城門を築き、その上では馬を走らせることができた。薩摩州の松浦の津に據つてこれを京と僭稱し、自ら徽王と稱した。部署を分かつて官制を定め、みな名號を與えて要害を守らせ、三十六島の夷はすべてその指圖に従つた。しばしば夷と漢の兵を十餘道に分けて派遣し、沿海の郡縣を襲撃したので、數千里にわたる土地がみなその害毒を被つた。¹⁶⁾

王直への言及に際してはば例外なく引用される、あまりに有名な記述である。この描寫に見る王直は、あたかも日本全土を従えて倭兵を意のままに操る王者のごとくで、實際、明側ではそうしたイメージをもって王直を捉えていた人々が少なくなかったに違いない。俗にいう「倭寇王」の通稱は、この種の王直像が現代的に誇張されたものである。¹⁷⁾

ただし、この箇所にはいくつもの問題点がある。前半の巨船の描寫は、晉の武帝が吳に侵攻する際の『晉書』の記述をほとんどそのまま引き寫したもので、その信憑性にはそれなりの留保が必要である。¹⁸「薩摩州の松浦津」とは、日本の「ばはん船」を多く輩出した薩摩と、王直が居留したとされる平戸とが混同されたものであろう。京や王といった名號の僭稱もお尋ね者に加上されがちな罪狀だが、「三十六島」すなわち日本全國の夷を役使したとのくだりは、王直が日本全土に君臨したとの意味にとるならば、さすがに誇張が過ぎる。¹⁹これらの記述の結びを飾る、王直に率いられた倭漢十餘道の兵、沿海數千里の慘狀が、本當に王直自身の指令によるものなのか、他の史料とも照らし合わせながら慎重に判断せねばならない。上文を受けて同篇は次のように續ける。

官軍はその襲來を防ぐことができず、それをごまかすため、襲撃を被るたびにどこそこの倭人の仕業だと言った。そのため、東南の人々は王直が中國から離叛したことは知っていても、その災禍が全て王直に由來するとは知らなかった。ただ、總督胡公（宗憲）のみが、以前浙江巡按であったころ、賊の進退舉止がみな兵法に則っているのを見て、その裏で何者かが糸を引いていることを見て取った。さらに入寇する賊酋はみな王直の部下だったが、王直自身が渡來しているという話は聞いたことがなかったので、王直が背後でこれを操っているのだと確信したのである。²⁰

この記事では、倭寇の頂點に立つてこれを率いているのは王直であることが前提とされ、またその事實は胡宗憲の炯眼をもつてはじめて看破されたということになる。こうした前提のもと、胡宗憲による王直の逮捕は、嘉靖倭寇の平定をもたらし最大の功績と位置づけられるのである。

実際には、倭寇の責任を王直に負わせる議論は、本論考の前篇で検討した萬表や俞大猷をはじめとする多くの人々に主張され、朝廷でも廣く支持を得ていた。王直の首には嘉靖三四年八月の時點で、兵部によって一〇〇〇〇兩の報賞金が約束されていた。これに次ぐ徐海のそれが三〇〇兩であることからすれば、破格の報酬である。²¹

ところが、逆にそうした一般の見解とは異なる考えをもっていたのは、ほかならぬ胡宗憲の方であった。「擒獲王直」と同様に胡宗憲の功績を喧傳する茅坤の「紀剿徐海本末」では、胡宗憲本人が次のように述べたと記される。

我が國が海上の寇に悩まされること、もはや數年になります。倭奴の酋長たちは潮にまかせて出沒するため、將士が見張り臺を守っていても防ぐことができません。聞くところでは、王直はその威信によって海上で一目置かれる存在でありながら、特にこれといった罪はないようです。これを誘い出して用いることができれば、あるいはその黨與を従わせることも可能でしょう。⁽²²⁾

これは、嘉靖三四年の六月ごろ、新たに浙江巡撫および福建提督軍務に就任した胡宗憲が、督察軍務趙文華に王直の招撫を持ちかけたときとされる場面である。「擒獲王直」とは反對に、王直には通番、すなわち密貿易以外の罪状はないので、官府がこれをうまく用いることはできないかという提案である。そもそも王直が瀝港に據點をおいていた時期から、官軍の下請けとして一定數のならず者を必要としていた官府當局は、王直を海賊ではなく商人と見なすことで、通番互市を黙認しつつ官軍の治安活動に協力させるという提携關係を築いていた。王直の力を倭寇平定のために利用することを考えていた胡宗憲には、その悪名を雪ぎ、無實を訴えることは不可缺の政策手續きでもあった。

こうした論理を最も雄辨に語った文献が、「王直上疏」である。その冒頭部分は王直の立場を次のように明言する。

恐れながら^{わたくし}臣直は、海での商いを生業とし、浙江・福建で物を賣って、人々と利益を分け合い、國のために邊境を守って參りました。盜賊を誘引して中國を荒らすようなまねは決してしたことがございません。これは天も地も神々も人々も皆ともに知るところであります。それがどうして、たびたびのささやかな功績にもかかわらず、事實は覆われて上聞に達せず、逆に家産を沒收され、一家ともども無實の罪に問われねばならないのでしょうか。臣^{わたくし}は全くもって承服しかねるところです。⁽²³⁾

自分はただ商いで生計を立てているだけでなく、お國のために邊境防衛にも携わってきたのに、どうして盜賊扱いされなければならぬのか、天地神明に誓つて身の潔白を訴えたい、というのがこの上疏の主張である。これに續いて、嘉靖二九年から三一年にかけて、王直が寧波當局に協力して陳思盼などの海賊を討伐した戦功が列擧される。前篇で詳しく檢證したように、それらは確かな事實に基づいている。

その後、同篇は、王直が明朝からの使者蔣洲と陳可願に出會い、朝廷のために日本各地で倭寇禁制の宣諭を行い、また官府に對しては薩摩からの賊船の侵寇に警戒を促し、さらには浙江に残っている倭賊には自分が歸國を勧め、従わない者は兵を率いて滅ぼしてみせましようとする強氣な態度を示しつつ、このように結ばれている。

もし皇帝陛下が慈悲の心をもってわたくし臣の罪をお許し下さり、犬馬の勞を盡くすことができるならば、浙江の定海港外の長塗港などに馳せ參じ、廣東の事例に則つて、關所で税を納め、しかも貢期に違わないよう諸島に宣諭して、それぞれの島主に命じて倭奴がふたたび暴れ回るのを禁止させましよう。いわば戦わずして人の兵を屈するということ24です。粉骨碎身して萬死の罪を償う決意です。

廣東の事例とは、朝貢船が入港した際の附搭貨物の抽分の意味だが、ここでは互市の公許を意味している。25長塗港とは、舟山本島の北、岱山島の東に位置する港で、本土と一定の距離を置いておられるという點で、外國人と一般の住民とを隔離しながら貿易を行うには適當地點であつた。

王直にとつて、倭寇の平定、あるいは日本諸島からの侵寇の禁壓は、日本との互市の自由化あつてこそ實現可能なものと主張される。このころ官界の一部では、倭寇の原因は明朝の海禁、すなわち中國商人に對する下海通番の禁にあるとする説が盛んに唱えられていたが、それは王直自身の思想とも一致するものであつた。互市の公許が果たされれば、日本人は武力による侵寇をやめ、倭寇は終息し、赦免を得た王直も貿易によつて合法的に生計を立てることができるようになる

はずであった。

日本社會と深い通交關係を築き、留日華人社會で大きな影響力をもった王直は、明朝の官府當局者にとつても利用價值のある人材であった。倭寇問題の解決に向けて日本側の協力を取り付けるためには、誰かしら實力ある仲介者が必要である。「王直上疏」に現れる王直像は、そうした望みをかけるに値するものであった。

三 明廷の日本招諭論

嘉靖三十一年（一五五二）、王直が日本に去る前年以來、浙江および南直隸で活發化した倭寇を防ぐため、明廷では様々な方策が議論された。中でも抜本的な對策として、日本國王に倭人の出海取締りを命ずることが繰り返し提議されている。『籌海圖編』および『明經世文編』に收められた浙江巡視王忬の建議は、その最も早いものの一つである。⁽²⁶⁾

王忬は、倭寇の原因として、福建・廣東・徽州・浙江の亡命華人が一千人を下らない規模で日本國內に潛伏していることを指摘し、日本國王に對して、中國の亡命者を全て送還させ、倭人の中國渡航を禁止するよう諭旨を下すことを提案する。この獻策を提起するにあたって、王忬は日本からの歸國華人を訊問して知り得た以下のような事情を報告している。

日本の酋長は入貢のための勘合を拜領し、それによって利を得ておりましたが、その後各地の倭人が各自で貿易をするようになったので、利益は下々の者が握るようになってしまいました。かの地の酋長はこれを喜ばず、それらの倭人が中國を侵犯することを禁じております。昨年黃巖縣を襲った倭人たちも多くが捕えられて殺されました。今春も關所での取締りを厳しくし、倭船二十餘隻の渡航を阻んでいます。⁽²⁷⁾

實錄には該當する記述がないため、この奏文が上呈された日付を確定することはできないが、文中にあるように黃巖縣

の倭寇の翌年とすれば嘉靖三十二年（一五五三）であり、さらにこれを引用する『籌海圖編』には「巡視浙江都御史王忬」とあることを考えると、おそらくその年の七月に王忬が巡撫浙江に陞任する以前に著されたものということになる。

歸國華人の供述に基づいたこの上奏に従うなら、倭賊の本格的な侵襲が始まった当初から、中國を侵犯することは、日本では「酋長」なる者により武力をもつて禁じられていたという。このころ西日本、特に九州一圓の海上でそれだけの権力を備えていた存在といえ、本来の「日本國王」である室町將軍ではありえず、豊後の戦國大名大友義鎮を想定するの⁽²⁸⁾が妥当であろう。

『日本一鑑』によれば、黄巖縣に倭寇が來襲した嘉靖三十一年（一五五二）、種子島の土官古市長門守という人物が浙江當局と接觸し、唐人を従えて中國の侵寇をねらう「島倭」五名についての情報をもたらしたという。⁽²⁹⁾これに續いて、王直が七人の倭賊を捕えて當局に獻じたことと記されることから、古市は恐らく王直が領する瀝港の交易場に來航し、王直とともに浙江海域の治安活動に協力していた人物と推測される。その報告するところの五人の「島倭」とは、日本側の侵入者の首領にあたる人々であろう。この古市長門守は、翌年の三月には種子島から豊後の大友義鎮のもとに派遣され、進物として火繩銃と沈香をもたらしている。⁽³⁰⁾この時期の大友氏と種子島氏が密接な関係を有したことはよく知られるが、この古市の言上と上記「酋長」の掃海活動との間にも何らかの關連があるのではないか。そこには、日本側で對明通交の整序と獨占的再編を志向する「酋長」に、中國側の筆頭通番者として協力しようとする王直の姿すら見えてくるようである。

王忬の上奏に見える「酋長」と明朝が認める日本の「國王」とが別個の存在であるという事實は、中國側ではこの時點でまだ知る人ぞ知る事實に過ぎなかった。策彦周良を正使とする日本使節が歸國の途に就いたのはこれよりわずか三年前の嘉靖二十九年のことであり、「日本國王」の國內的權威は實際以上に大きなものと見積もられていたことであろう。

嘉靖二年の寧波事件以來、室町幕府の弱體化は、明廷も認識するところであった。⁽³¹⁾しかし、明朝にとって日本國王とし

ての室町將軍は、中華皇帝の權威、あるいは中國を中心とする國際秩序の枠組みが、東方海上日本列島にまで及んでいることを内外に示すために必要な存在であり、もとより形ばかりのものでも、できるかぎり温存しておきたいという事情があった。また、明朝側の一般的論理からすれば、祖宗が封じた諸外國の國王位を當座の形勢の變化に随って改廢するのは、倫理的に不義不孝であるのみならず、現實問題としても王朝の體面ないし朝貢の制度的安定性を損なう恐れがあった。嘉靖二〇年（一五四一）には安南の朝貢主體をそれまでの國王黎氏から都統使莫氏に改めたことがあるが、それも舊黎朝の臣下であった莫登庸の篡奪を膺懲するため、問罪の師を興す計畫まで持ち上がった大紛糾の果てのことであった。⁽²²⁾ 倭寇對策にあたって、日本國王に過大な期待がかけられ、逆にその他の勢力が不當に輕視されたのは、明朝の原則に照らせば當然のことだったといえる。

翌嘉靖三三年には、王忬に續き、刑部主事の郭仁が上奏して、かつて洪武三〇年（三九七）に太祖が三佛齊への招諭を行うため暹羅に使いを送り、暹羅から爪哇を介して三佛齊に諭旨を傳達させた故事を引き、朝鮮王朝に日本への宣諭を命ずることを提案している。⁽²³⁾ この時點において明朝では、朝鮮や琉球を仲介とし、日本國王に皇帝の詔諭を下すことが議論されていた。特に、倭寇に脅かされながらもこれをよく防ぎ、しばしば倭賊の首級と中國の被虜人を明廷にもたらしていた朝鮮王朝は、東方の守りと恃むべき軍事強國と見込まれていた。⁽²⁴⁾

しかし、郭仁の上奏に對して、兵部は、倭寇が猛威を振るっている現状において日本に皇帝の詔諭を下しても、かえって中華皇帝の威儀を損ない、朝鮮でも高まっている抗戰の機運に水を差す恐れがあるとして、武力による鎮壓の優先し皇帝親詔の件は却下されることになる。この裁定によって、日本招諭論は可能性を絶たれたかにみえた。

ところが、翌嘉靖三四年四月、當時浙江巡按であった胡宗憲が、再び日本に招諭使節を派遣することを建議する。⁽²⁵⁾ 前年の郭仁以來、同案は議題に上せることはばかれていたようだが、皇帝の詔諭に問題があるなら、地方官府の名義でこ

れを行えばよいというのが胡宗憲の論理であった。この提案はいわく現地の官吏市民の輿論を代辨するという名目を掲げてなされてはいるが、そこには内閣首輔嚴嵩のお目付役として對倭寇政策に大きな影響を及ぼしていた趙文華と、これと結んで異例の拔擢にあずかろうとしていた胡宗憲自身の意向が強はたらいていたに違いない。

愚考いたしますに、これらの賊は恐らく大半が諸島の小民で、日本が國を擧げて侵寇してきているわけではありません。生け捕りにした倭賊の助四郎らが申しますのは、かの國は早魃と凶作に苦しみ、密かに出國して貿易に携わっているもので、その國主はこれを關知していないということです。これは寧波士民の申し立てとおおむね一致します。もしこちらが人をやつてその酋長を問い詰めるなら、おそらくは愕然として恐れ畏まり、速やかに賊を捕らえ、その首級を獻じて贖罪を願ひ出てくることでしょう。ただ、以前の議論では、皇帝が詔諭を行った場合、禽獸のように愚かな輩のことですから、萬一豫想外の事態になれば國家の體面が傷つくことが問題とされました。ならば、ただ有司の意思として人をやつて國主を問い詰めれば、名分の點で問題はないでしょう。もし命に従えば、もちろん海防にとって望ましいことであり、もし従わなくとも、國家の體面を損なうものではありません。³⁶

禮部はおおむね胡宗憲の提案に贊同し、十年一貢の規定に違反する朝貢船は前例を堅持して歸國させるべきだが、巡撫・巡按等の地方衙門から日本國王に招諭の使節を送つて倭寇の責任を追究し、もし一定の効果が現れれば貢期外の朝貢であつても受け入れることを検討してもよいとする見解を示して裁可が下つた。³⁷ 同年の胡宗憲による日本への使節派遣は、この裁定に依據して行われたものであろう。

胡宗憲による日本招諭は、王直をその仲介とすることを當初から想定していたものと思われる。明實錄によれば、王直と胡宗憲は同郷で、もともとよく知つた間柄だつたといふ。³⁸ 胡宗憲は績溪縣、王直は歙縣と、同じ徽州府の出身である。かりに直接の面識はなくとも、同郷人を通じてその人となりを知る機會は十分あつたに違いない。徽州出身の商人たちと

も少なからず関係のあった胡宗憲ならば、寧波人の趙文華と同じく、「下海通番」に對する倫理的抵抗感もまず問題にはならなかったと思われる。

王直の招撫を決めた胡宗憲は、金華の府獄につながれていた王直の母と息子を杭州に迎えて手厚くもてなし、日本への使者にはその母と子の手紙を持たせ、投降したあかつきには、その罪を全て赦して無罪放免とし、海禁を緩めて東夷と互市を行うことを許すという条件を與えたという。⁽³⁹⁾ 實録の記述でも、この時の使節は、日本國王を招諭して倭人の中國渡航を取り締るものではあったが、通番の禁を犯した中國商人については、歸順したあかつきには功をもつて罪を贖うことを許すという条件が設けられていたようである。⁽⁴⁰⁾

王直の招撫は、浙江巡視王忬が嘉靖三二年四月の上奏で提案したことがあった。⁽⁴¹⁾ このころ瀝港に據點をおいていた王直は、官軍との協力関係を強め、福建の賊首陳思盼の討伐を含むたびたびの戦功を立てていた。『經世文編』に収録された上奏文によれば、王忬は積年の渠魁として寧波の王直と福建の李大用の實名を挙げ、その赦免を願っている。實録によればこの提案は皇帝の裁可を得ているはずだが、俞大猷が強引に決行した瀝港襲撃によってご破算となった。

嘉靖三三年五月に新たに張經が總督軍務に就任した際には、兵部が主催した廷臣會議で、王直を殺害した者は世襲の指揮僉事に任ずることが建議される一方、もし王直自身が黨與を率いて歸順してきた場合にはこれと同等の待遇で迎え、その部下たちにも千百戸等の官を與えて對倭寇防衛の職務にあてるといふ話になった。これは皇帝の裁可を得て、張經に下された敕諭の文言にも盛り込まれたようである。⁽⁴²⁾ ただし、數日後に兵科都給事中の王國禎が上奏し、賊に虜われてやむなく敵方の陣營に加わった者は招撫の対象だが、主犯である王直の赦免は認めるべきではないと、この決定に強硬な反對を唱えた。皇帝はこの見解を正當と認め、張經に敕旨の改變を傳えた。⁽⁴³⁾

王直はすでに名の知られた「賊首」であり、その招撫は、皇帝でさえ方針の變更を強いられるほど微妙な問題だったの

である。王國禎のこの建議は、後に王直の處刑を受け入れる胡宗憲が引用することからも、後々まである程度の影響力をもったことが窺われる。⁽⁴⁴⁾しかし、王直の有罪はこの段階で確定したわけではない。王直を協力者として日本招諭を行うという趙文華と胡宗憲の計畫が本格化するのはいよいよこの後のことである。

四 蔣洲の日本出使

日本招諭の使節として胡宗憲が選んだのは、寧波の生員蔣洲と陳可願であった。通常それほど強調されることはないが、蔣洲と王直との間にも元來淺からぬ親交があったようである。蔣洲を見いだしたのは、ほかならぬ『海寇議』で王直の追討を訴えた萬表である。その墓誌銘によれば、王直を誘い出して捕縛する計略はもともと萬表の思いつきであったという。萬表は當初、鄞縣出身の蔣洲と張惟遠という二人の人物に目を付けていた。彼らは王直と親しかったため、通番の疑いをかけられて官憲に拘束されていた。萬表は彼らに、王直を捕縛すれば罪に問うことはせず、相應の報酬を與えることを約束し、當局者には彼らを用いて王直をおびき出すようはたらきかけた。ただし、その生前に同案が實現することはなかったため、世の人々は胡宗憲の奇策を稱えるが、もともとは萬表の策であったのだ、と墓誌銘は訴えている。⁽⁴⁵⁾

前稿で縷々述べたように、萬表自身は『海寇議』によって通番の弊害を指彈する立場を表明していたが、こと實踐においては別の論理がはたらいたようである。海禁政策の最高責任者であるはずの嘉靖帝その人さえも、十年あまり求めて得られなかった龍涎香をどうしても手に入れたいと、戸部を通じて通番の盛んな地方から進呈させるよう命じたほどである。胡宗憲幕下の鷄鳴狗盜の面々はこれを奇貨として暗躍したものである。⁽⁴⁶⁾海禁制下の明代において、何事に限らず海外事情を知る者といえ、法を犯して利を營む通番經驗者以外にいなかったのである。

この時期の通番者には失意の書生が少なくなかった⁽⁴⁷⁾。生員は官界では最底邊に位置する身分だが、市井の人々の間ではやはり一目置かれる存在であった。萬表や胡宗憲が朝廷の特使に取り立てるほどであるからには、蔣洲は通番者たちの世界でもある程度の名望ある人物だったに違いない。陳可願については蔣洲ほどの手がかりがないが、同じく寧波の生員とされることから、蔣洲と同様の立場にあった人物であろう。

このほかの隨行員として、史料編纂所所藏のいわゆる『蔣洲咨文』には、蔣洲とともに對馬で宣諭を行った蔣海・胡節忠・李御・陳桂の名が見えるほか⁽⁴⁸⁾、『倭變事略』には、蔡時宜・潘一儒など數名が擧がっているが、いずれも詳細はわからない⁽⁴⁹⁾。唐鶴徴の「胡少保宗憲傳」には、蔣洲らの出使にあたって、やはり海禁を犯して獄につながれていた朱尙禮と胡節中を釋放し、それぞれ二十人の志願者を募らせて蔣洲らの補佐に充てたという記事が見える⁽⁵⁰⁾。

蔣洲を筆頭とするこれらの人々は當時の官僚社會の基準に従えば邊縁、あるいはさらにその外側に位置していた。彼らは、當時の多くの海商たちと同様に、國禁を破って利を營む通番者であり、状況次第では「賊首」と稱されてもおかしくない人々であった。しかし、日本の國情がある程度了解した者でなければ、そもそも招諭使節の任務など務まらない。賊を以って賊を制する胡宗憲の政略は、王直の招撫を待たずとも、蔣洲と陳可願を獄舎から救い出して使節に起用した時點ですでに始まっていたと言える。

嘉靖三四年の秋、蔣洲は正使、陳可願は副使として市舶司屬官の肩書きと官服を與えられ、浙江布政司の檄文を携えて、日本を目指すことになった。この布政司檄文の主要部分は『籌海圖編』に載録されている。

貴國は我が太祖の即位以來、世々代々慎み深く朝貢に勤めている。天朝の國王に對する恩惠は手厚く、主従の關係も和やかに、天道に従ってそれぞれ自國の人民を護り育ててきた。現在、倭賊が中國の民を劫掠しているが、王國は法令が嚴格で、領民は鷄一羽、犬一匹を盗んでも容赦なく殺されるといふことであるから、よもや民が強盜をはたらく

のを許しておくはずがなからう。きっと國王の目を欺いて密かに不法をはたらいているのに違いない。故に正使蔣洲と副使陳可願を遣し、檄をもつて告知する。王がもし貴家の祖法を守り、中國の恩恵に感謝し、部民の横行に憤るならば、各地に人を派遣して厳しく取締り、人々がほしいままに出海して中國を侵犯するのを禁じ、邊境を安んじて紛争を防ぐことで、ともに平和を享受されんことを願う。そうすれば、本司は王のために上奏を行い、天子からは必ずや褒賞を賜り、史書においては讃えられ、榮譽ははるか後世まで傳えられるであろう。さもなくば、奸商や島民が煽り立ち、悪黨はますます勢力を増し、島々に立て籠つては隙を窺つて出沒するようになる。恐らくは貴國の利とはなるまい。昔日の安南國王陳氏が被つた災禍を教訓とされるがよい。本日文書をもつてこれを知らせるのも、中國のためにするのではない。王はよくよくこれを了解され、速やかに實行せられんことを。

かつて洪武二年に、明太祖が同じく倭寇禁壓を要求して日本國王に向けて發した璽書は、中國から日本への討伐軍の派遣も辭さない強硬な文書であつた。⁽⁵²⁾これに對しこの檄文は、日本側の自尊心を刺激せず、また不首尾に終わった場合にも明朝の體面に傷がつかないような配慮の下に著された、和やかなものといえる。文中では日本國王は倭の中國侵寇を關知していないことが前提とされ、その關與を疑う文言はない。

ここでいう「安南國王陳氏の禍」とは、陳朝の末期に王室が衰微して國中に豪族が跋扈し、ついには外戚黎季犛が王位を篡奪するに至つた事實を示唆する。⁽⁵³⁾ちなみに、永樂帝はその後陳氏の復辟を掲げて安南に侵攻することになるが、この場合は明朝側が武威を誇示する形勢にはなく、恫喝の含意は薄いとみるべきであろう。すなわち、海賊を放置しておけば、いずれは王位を脅かす存在ともなりかねないので、日本國王にとつても早めに取り締まるのが身のためたのである。あくまで日本國王自身の利益のための忠告というところでは、前述した巡視浙江の王忬の上奏の、日本の酋長が下々に利益を握られて不満を感じているという情報も念頭に置かれていたであろう。この申し出の根底にあるのは、明朝と日本國

王とは、本来、私的な通交者を排除した朝貢および貿易によって、利害禍福をともしする存在だという論理である。

蔣洲一行が最終的に日本に向けて出航したのは一月のことであった。⁵⁴ 實録に見える陳可願の證言によれば、彼らは定海から出航して大風のために五島に漂着してしまい、そこで王直とその義子王澈こと毛海峰に偶然出會ったことになっているが、もちろん意圖して王直のもとに向かったのであろう。國王宛ての檄文を携えた彼らに對し、王直は次のように語ったという。

日本では戰亂で國王もその宰相もみな命を落とした。各地の夷人は互いに統屬關係にないので、それぞれに説諭して回らねばならないが、そうすれば侵寇の道をふさぐこともできるだろう。ただ、薩摩州の賊船が、この諭旨を奉ずる前にすでに入寇している。我々は通番の禁に觸れて中國との往來を絶つたが、もとより本心から望んでのことではない。中國が我らの罪を免じ、朝貢と互市をお許しくださるならば、ぜひとも賊の成敗に貢献させていただきたい。⁵⁵

この國王と宰相の命を奪つた戰亂とは、天文二〇年に大内義隆が陶隆房の反亂によって自害に追い込まれ、さらに天文二四年一〇月の嚴島の合戦の後、隆房あため晴賢が自害した事件を言うのであろう。蔣洲が日本に到着したのは陶氏の滅亡直後の十一月のことで、西日本の政局か大きな轉換を迎えた時期であった。

また、薩摩州の賊船とは、翌嘉靖三五年に江南に侵寇した徐海らの集團を指す。王直側の先遣隊となった王澈・葉宗滿・王汝賢らは、徐海らの動靜を官軍に報告し、防衛に協力するという名目で中國に一時歸國を果たすことになる。⁵⁶

蔣洲一行の足跡については、江陰の書生李詡が蔣洲と陳可願の行蹟を記した「蔣陳二生傳」に詳しい。同篇によれば、彼らは五島で夷長の寧久と夷僧の是柏らと接觸をもつ。⁵⁷ 寧久ら是一行が中國からの使者だと知ると禮を盡くして歡待した。一行が國王宣諭の計畫を伝えると、日本國王の實權は豊後と山口にあり、兩國は諸國の長でもあるので、これらには宣諭すべきだが、國王に對してはその必要はない、と答えた。寧久から王直の所在を聞き出した蔣洲らは、密使を送って王直

を呼び寄せ、歸國を勧めにかかった。胡宗憲のもとに預けられた王直の老母と妻子の身の上から切り出し、歸順すれば官職を與えて富貴は思いのままだと誘惑しつつ、倭夷の性情は貪婪かつ狡猾で、もし千金の懸賞金をもって募れば、おまえの首が朝貢使節とともに北京に向かうだけだと脅しをかけた。これに恐れをなした王直は歸國を決意したという。⁵⁸

また、蔣洲一行と王直との面會については、「擒獲王直」にも詳しい記述がある。それによれば、五島に到着した一行は、まず王直に接觸する。王直は、國王に面會しても意味はないと説き、倭人たちが崇敬する「徽王」王直への説諭を勧める。王直と面會した蔣洲が、胡宗憲の意を體してその盜賊行爲を責めると、王直は、總督は誤った噂を信じておられる、自分は盜賊ではなく、國家のために盜賊を驅逐している側だと答えた。蔣洲は、夜中に人の池で網を打っておいて、魚を泥棒から守っているなどという道理があるか、となじり、歸國して功をもって罪を償うよう王直に説き含めた。王直は腹心を集めて相談し、まずは彼らのうちで信賴の置ける者が歸國して官軍に協力し、官府がこちらを信じて疑わなくなったから全軍が乗り込んで思うままに暴れ回ればよい、という結論に至ったという。

これら兩種の記事の最大の相違は、「蔣陳二生傳」では、蔣洲の日本招諭を知った王直が自己の立場の危うさを感じて歸國を決意したとするのに對し、「擒獲王直」では、王直一黨が中國で一暴れする野心を持ちながら、それを欺くために歸順を装うことになっている。ただし、後者でも、王直が蔣洲を伴って日本諸島をめぐるうち、それまで王直に従っていた倭人や華人に對する求心力を失って不安を感じるようになったと續く。どうやら、王直の立場は日本でもそれほど安泰ではなかったようである。それは明實錄に載録された王直の略傳からも窺われる。

王直はもともと徽州の大商人であった。以前から海上で商賣に従事し、外國商人の信服を得ていた。號して汪五峰と名のり、およそ金品のやりとりは、王直がその契約を請け負っていた。折しも海禁がに厳しくなると、沿海の住民はこれに乗じて倭人の貨物をだまし取ったため、倭人はその賠償を王直に求めた。王直はなすすべなく、また沿

海の住民に憤りをいだいたため、倭人をそそのかして掠奪を行わせた。倭人もはじめは澁っていたが、実行したところ大きな利益が得られたため、諸島は煽られるように争って軍船を整え、江南は大いにその害毒を被ることになった。やがて中國が四方の精兵を集めて倭を防ぐようになると、倭は損傷を被って、全島から一人も戻らないようなこともあった。死者たちの親族はさらに王直を責めたので、王直は恐れ、王激・葉宗滿・謝和・王清溪ら中國の商人たちと協力し、それぞれが部衆を率いて五島に據って守りを固めていた。⁽⁵⁹⁾

ここに見えるのは、三十六島の夷を意のままに動かしたという「擒獲王直」の記述とは對照的に、倭人への借財の返済に進退窮まって掠奪の手引きをする王直の姿である。倭寇の發端は、通番の利を貪る中國商人が、取締りが厳しくなると王直や倭人の足下を見て債務を踏み倒したことに歸せられるが、これに類いする話は中國側の記録に少なからぬ言及があり、當時から廣く知られた事實だったのだろう。⁽⁶⁰⁾この箇所の記事は、同條で言及される胡宗憲の上奏に基づくものと推測されるが、實録の編纂官が最終的にこのような事情を王直の略傳に盛り込んだ意味は大きい。

嘉靖三二年に瀝港を追われた王直が、それまで明の官憲と築いていた協力関係を思えば、明朝の官憲や富者に對する復讐心を懷いてもおかしくはない。しかし、日本移住以降に王直本人、ならびに王直と比較的親密な關係にあった王激・葉宗滿・王汝賢らが中國侵寇に直接加わった形跡はない。日本に居住した華人たちは、資力のある者が倭を集めて貿易を行う、そうでない者は倭と手を組んで掠奪に携わったとされることから、王直は自身が中國での海賊行為に手を染めることは避け、平戸に身を置いて海外からもたらされる物品の賣買に携わっていたものと思われる。⁽⁶²⁾

ただし、このころ中國から輸入されるものといえば、いわゆる「ばはん船」が掠奪によって得た盗品が大半を占めたはずである。當時の日本でも盜賊行為は、人倫に悖る賤しい行いと考えられていたようである。『日本一鑑』によれば、當時の日本では竊盜が厳しく禁じられ、わずかの盗みをはたらいただけで犯人は殺されたといい、また人々は泥棒と罵られ

るといつまでも深い恨みを懐くほどこれを忌んでいたともいう⁽⁶³⁾。しかし、商業による以外に生計のすべがない王直は、「ばはん」すなわち「倭寇」にも間接的な形で關與しないわけにはいかなかったであろう。倭人か華人かを問わず、「ばはん船」に乗って海を渡った多くの人々にとって、王直は商品の仲買を請け負う大旦那であった。そして留日華人の統領としての王直の地位は、いわゆる「倭寇」との微妙ながら密接な關係の上に築かれていた⁽⁶⁴⁾。

こうした經濟構造は、もとはといえば明朝官憲がかれらを浙江近海から放逐し、その生計手段を奪ったことでもたらされたものである。合法的な交易の道を閉ざされた王直はじめ海商たちは、中國に歸りたくても、倭寇の頭目として官軍に賞金首を狙われる運命にあった。しかし、日本でも「ばはん」に携わる者は賤まれており、ましてや實録に言うように日本人の中にも王直を恨む者があったとすれば、警戒すべきは明朝官軍のみではなく、むしろ日本側、さらには自己の部眾の内であったことになる。こうしたことから王直は、その罪を赦し、日本との互市を認めるといふ胡宗憲の甘言に一命を託し、歸國を決意せざるを得なかつたのであろう。

五 王直の歸還

嘉靖三十五年（一五五六）の春、副使の陳可願が、王直の腹心の王激こと毛烈・葉宗滿・王汝賢、商伴の夏正・童華・邵岳らに伴われて歸朝した。督察軍務の趙文華はこれをいち早く朝廷に報告し、王直の名を擧げてその赦免を示唆している。そこに引用される胡宗憲の書信は以下のように述べる。

三月一日に寧紹地方の官員が陳可願から受けた報告によれば、陳可願らは日本國の五島地方に到着すると、有馬・肥前・平戸・博多などの五島をめぐる説諭を行い、すべて島民の中國侵寇を未然に防止いたしました。まだ訪れてい

ない地方十數カ所については、蔣洲が逗留して彼の地の頭目とともに説諭を行い、完了次第歸國して報告するのとこのとです。今回蔣洲は、まず頭目と通番者たちに大福船四隻で陳可願を護送させてきました。同行してきた夷人たちが申しますには、松江各地の在來の倭賊については、捕縛するも、誅戮するも、あるいは歸國を促すも、全て中國の命に従って行く用意があるようです。ただ進貢と互市の許可をいただきたいと申しています⁶⁵。

蔣洲とともに日本で説諭を行う頭目とは王直その人であり、陳可願とともに歸國した頭目および通番者とは王直の腹心たちである。また、陳可願に同行してきた日本人とおぼしき夷人たちは、朝貢と互市が許されれば、明朝の命を奉じて江南の倭寇平定に協力する意向を示している。ここでいう松江各地の倭賊とは、具體的には徐海を筆頭とする一團を指す。このように、王直集團と現地官府との協力関係の構築は趙文華および胡宗憲のもとで着々と進行していた。あとはいかに朝廷の理解を取り付けるかである。

この間、二月には總督楊宜が革職され、胡宗憲は倭寇問題に關わる現地の最高責任者である浙直福建總督に陞任していた。四月には、胡宗憲自身が使節の日本における活動の一端を朝廷に報告する。この中で胡宗憲も、王直が功を立てて官府に歸順することを望んでいることをその實名を擧げて報告し、承認を求めている。これに對して兵部は、王直がもし朝命に従う意思があるなら武装を解いて投降することを條件として、引き續き胡宗憲に王直を招撫させ、もししかるべき成果を擧げることができれば、進貢互市についても議論する餘地はがあると覆奏し、皇帝はこれを承認した。この回答を胡宗憲は、王直を介して日本を招諭するという方針がまずは朝廷の承認を得たものと受け取ったことと思われる。

同年七月に胡宗憲が、王激こと毛海峰の戦功を朝廷に上奏し、賞與を建議したのは、これを踏まえてのことであろう。實録には次のように記録される。

賊首の毛海峰は、陳可願が（日本から）歸國してからというもの、一度は舟山で、もう一度は瀝港で倭寇を敗つてお

ります。さらにはその黨與を諸島に派遣して説諭したところ、彼らは續々と歸順してきており、中國は大いにその力に負っております。重々に賞することをお願い申し上げます。⁽⁶⁶⁾

これに先だつて王激は、慈谿縣から海に出た倭を追いかけて、魚山洋で一八〇人を捕獲殺害したとの戦功が實録にも記録されている。⁽⁶⁷⁾ 萬表によれば、毛海峰すなわち王激は勇猛で腕力に優れ、佛郎機銃を含む飛び道具の扱いに長けており、王直はこれを義子として養育し、この上ない信頼を置いていたという。⁽⁶⁸⁾

三月に江南に上陸した徐海・陳東・葉明らが率いる集團は、一時は嘉興の桐郷縣で巡撫阮鶚を窮地に追い込むなど強勢を誇つたが、胡宗憲の歸順工作により内紛をきたして瓦解に向かつていた。⁽⁶⁹⁾ 集團の中には戦線を離脱して日本に歸國する者があつたが、副總兵の盧鏜は王激や葉宗滿を率いて舟山島周邊の掃海活動に携わり、胡宗憲に歸國の許可をもらったはずの日本人辛五郎をだまし討ちにして捕縛する。⁽⁷⁰⁾ 金塘島の瀝港に残る平倭港碑は同年八月四日の舟山の戦役の勝利を記念するものだが、そこに刻まれる「千百戸葉椿・毛鉞」とは、あるいは葉宗滿と毛烈、すなわち王激を官軍將士の一員として顯彰したのではないだろうか。⁽⁷¹⁾

王激や葉宗滿ら「賊首」以外にも、歸國した夏正・童華・邵岳ら「商伴」は、胡宗憲によつて通事に取り立てられ、主に諜報活動によつて戦功を擧げている。特に徐海に對する投降工作では、彼らが王激の書翰を携えて敵陣に赴き、王直がすでに胡宗憲への歸順を決めたことを告げて、徐海と陳東との間に溝を生むことに成功している。⁽⁷²⁾ その後、王直の死後に行われた關係者の論功の際には、童華や邵岳は間諜としての功績を認められ、原籍の衛所で千戸に取り立てられており、人質として殺害された夏正に至つては、都指揮使を追贈されて子孫の千戸世襲を許されている。

しかし、胡宗憲が王激への賞與を要請する前記の上奏に對しては、兵部はその方針には贊意を示しながらも、胡宗憲の便宜行事のもとでこれを行わせ、全てが片付いたら改めて上奏させるべきことを覆奏して裁可が下つた。この時はまだ王

直が日本に健在であり、その義子として知られた王激に朝廷が直接論功行賞を行うことを避け、あくまで胡宗憲の自己責任に委ねたのである。「擒獲王直」によれば、この時胡宗憲が王激を褒賞すると、王激は笑って言ったという。

何のこれしき、手柄のうちにも入りますまい。いずれオヤジが馳せ参じましたあかつきには、でっかい金印を頂戴しましよ(23)う。

これらのことから、王直の歸國以前から、王直の勢力の一部は胡宗憲の便宜行事の職權のもとで官軍に組み込まれ、その軍事行動に全面的に協力していたことは確實である。そして、王激と胡宗憲の間には、こうしてある種の信頼關係が生まれていたように思われる。

王激と葉宗滿は、翌年には王直への報告のため日本に旅立っていった。胡宗憲は残った王汝賢を息子のようにかわいがり、葉宗滿の兄弟たちも重々に禮遇したという。さらに、折にふれては部下の官吏將士に、「王直は逆賊ではないが、頑固なために一度も私にあいさつに來ていない。來ればそれなりにもてなしてやるのだが」とこぼしていたという。(24)

その後まもなく王直の來航が實現したのも、王激らが總督胡宗憲に懐いた信頼感も大いに作用するところがあつたものである。寧波沖合に碇泊した王直は、胡宗憲とのやりとりにより王激を頼つた。そして王激は、王直が投降し、もはや釋放されることが明らかになるまで、胡宗憲との約束を信じていたのである。

六 源義鎮の入貢要求

陳可願が王激らを伴って歸國した後、蔣洲は博多から豊後に赴いて大友義鎮に宣諭を行い、さらに山口に赴いて大内義長の歡待も受けた。両者は各地の倭夷の侵寇を禁ずることに同意し、朝貢使節をおくつて明朝に謝罪することを望んだと

いう。⁷⁵ 對馬にもたらされた蔣洲の「咨文」は前掲の檄文に手を加えたものだが、大友氏による明朝への朝貢計畫が明言され、倭寇の禁壓がその協力のもとで行われることが強調されている。⁷⁶

翌嘉靖三六年八月、蔣洲が、山口都督源義長こと大内義長、ならびに豊後太守源義鎮こと大友義鎮の使節をともなつて歸國した。兩使節團は寧波沖合の舟山島に碇泊し、現在の定海港附近にあつた道隆觀に宿所を與えられた。

この時、大内氏の使節は、國王印が押された布政司宛ての咨文を携帯し、船上には中國からさらわれた被虜人たちが乗載されていた。大内義長は大友義鎮の實弟で、大内義隆の跡目として養子入りしたものである。その肩書きの都督とは、日本では太宰府の長官の唐名であることから、先代の義隆が任ぜられた太宰大貳の官を稱するものである。ただし、大内氏は南北朝期以來、百濟聖明王の後裔を稱して多多良姓を用いており、源氏を名のるのは尋常ではない。⁷⁷ しかも、義長は同年四月に毛利氏に攻められて自害しており、一門はすでに離散していた。太守を肩書きとする大友方はこれに一步を譲るかのようだが、使節には歸國した蔣洲とともに、正使とおぼしき德陽が搭乘し、方物と罪の赦免を請う表文を携えていた。兩者の關係は、格式において勝る大内氏と實質的な朝貢主體である大友氏とが互いに補い合うかのごとくである。

蔣洲が伴つて來た大友氏と大内氏の使節は、もとより日本國王の使節ではなく、あえてそれを偽つたわけでもなかった。そのため、朝貢の原則に照らして、彼らが「朝貢使節」として受理されることはありえない。胡宗憲も本來「國王使」の來貢を期待していたはずだが、倭寇禁壓の實益に寄與しないならば國王への宣諭に意味はないことも當然承知していた。中央への報告にあたっては、この使節の活用を訴えるために、まずは名分上の責任を蔣洲にかぶせねばならない。その上奏には次のようにいう。

蔣洲らが命を奉じて日本宣諭に赴いてからすでに二年になりますが、宣諭を行ったのはただ豊後と山口だけに過ぎません。豊後は進貢の使者と方物は備えているものの、実際には國王印と勘合を携えておりません。山口は王印を押し

た返書はありますが、やはり國王名義のものではありません。これは蔣洲が國家の原則を了解しなかったためであり、その罪は免れられぬところです。ただし、義長らは進貢を稱するのみならず、被虜の人々を送り返してきてもいることから、確かに罪を恐れ許しを乞う意思はあるはずです。使者には相應の褒美を取らせて丁重に送り返し、義鎮や義長らに命じて、日本國王が法を布いて亂の首謀者の倭人たちを取締り、中國の寇を誘い出しては、ひとしなみに獻じよう、皇帝の詔諭を傳えさせてはいかがでしょうか。もしその忠誠が明らかとなったら、そこではじめて朝貢を許せばよいと考えます。⁽⁷⁸⁾

この上奏に對し禮部は、使節に十分な褒美を與えて送り返すことに異論はないとした。ただし、皇帝の詔諭は國家の體面に關わることなので、輕々に下すべきではないとの見解を示し、最終的に、前回と同様、浙江布政司から義鎮に咨文を發して説諭し、これを國王に傳えさせるべきだという結論に達し、皇帝もこれを承認した。いずれにせよ、國王使ではないとはいえ、この時の使節には通常の貢期外の使節とは別格の待遇を與えることが明朝中央でも認められたのである。

既往の研究では、彼らの朝貢が却下された理由が勘合や王印の有無などの形式的な側面に求められ、これをもって大友氏の入貢の企てが失敗したと評されてきた。しかし、彼らはそれなりの褒美を與えられ、國王宛の咨文の取り次ぎという特權的な任務を得ることになっていたわけである。成功と呼ぶことはできないにしても、彼らの目的が貿易にあったとするならば、實現可能な範圍でまずまずの上首尾に終わるはずであった。

使節團の取り調べにあたった總兵官の俞大猷は、胡宗憲への上書の中で日本の國情を報告する蔣洲の證言を引用している。そこで述べられるのは、日本國王は山城を治めており、弘治という年號を立てていること、豊後・山口・松浦・對馬・有馬・薩摩・大隅などの十餘島にそれぞれ太守がいること、源義鎮が六州、源義長が一二州を治めていること、以前日本にもたらされた勘合はすべて燃えてしまい、ただ金印一顆だけが山口島太守源義長のもとに保管されていることなど

などであり、事實關係の嚴密を期するならいずれも不正確な情報だが、少なくとも國王と源義鎮その弟義長とが別個の存在であることを明言する點は事實に異ならず、意圖して國王使を偽るものではない。その上で蔣洲は、源議鎮が彼ら明朝の使節を禮遇し、浙江布政司の宣諭の明文を各島に轉送して、日本人の中國侵寇を嚴格に取り締まったとし、今年の入寇の賊が少ないのはその効果だとして、大友氏の貢獻を訴えている。

さらに兪大猷は、一介の太守の分際で皇帝に上表を行うこと、表文が日本年號を用いていること、舊例に照らして貢期に満たないことを型通り批判した後で、この年の倭寇の沈靜化に大友義鎮の功勞があると認め、以下のように續ける。

職わたくしどもが何度も協議を重ねましたところでは、徳陽ら四三人をまずは沖合島嶼上の石牛港に停泊させ、日用の糧を支給して住民との賣買および接觸がないように待機させることとし、總督の奏請によって朝命が下り次第、源議鎮マヤに金銀布帛を賜つてその恭順を稱え、徳陽ら四三人にも祝儀をふるまつて勞を犒うことにしてはいかがでしょうか。さらに、彼らを通じて源議鎮マヤに回諭させ、心して天朝の威令を宣布して諸島に嚴しく禁令を布き、今年揚州に侵寇した倭を全て捕縛して刑戮に就かせることとし、もし二三年後に倭寇が完全に治まつたら、源議鎮マヤに國王の印章と勘合を與え、期限に従つて進貢を許してはいかがでしょうか。⁷⁹

大友義鎮を日本國王との交渉の媒介者として扱うのみならず、これに金印と勘合を與え、朝貢を認めるとは、これを國王に封ずることと同義である。先に見た胡宗憲の上奏は、ここまで大友義鎮の名を明示せず金印にも言及してはいないが、それ以外の提議の内容は兪大猷とほぼ共通することから、あるいは同様の對應を想定していたのかも知れない。

ただし、兪大猷と胡宗憲との間には、決定的な相違點があった。かつて王忬が浙江巡視だった時期、兪大猷は王直の追討を強硬に主張し、招撫も視野に入れていた王忬を押し切つて瀝港の襲撃に踏み切り、一黨を日本へと追いやつた経緯がある。この上書が著された時點では、王直はまだ日本から歸帆していなかった。兪大猷は胡宗憲の意向を推し量つたもの

か、王直らの船五隻が到着したら、しばらく港外に碇泊させておいて別個に對處することを提案し、最終的な判断を胡宗憲に委ねる文言でこの文書を締めくくっている。しかし、俞大猷が王直の追討を意圖していたことは明らかで、王直の岑港來航後には、日本の使僧徳陽にも協力を促して王直の捕縛を果たすことを胡宗憲に提案している⁽⁸⁰⁾。また、胡宗憲も俞大猷の抜け駆けを強く警戒していたようで、兩者の間にもかなりの緊張關係が生じていたことが、俞大猷自身の辨明の上書が残っていることから窺われる⁽⁸¹⁾。

「擒獲王直」によれば、岑港に碇泊すると、王直と謝和らが氣勢を上げて船上で一同に酒をふるまい、誓いを立てさせてこう言ったという。「俞大猷は、かつて列表において私が打ち破ったことがある。船が岸に着くときは嚴重にこれに備えよ。」⁽⁸²⁾嘉靖三十二年（一五五三）閏三月に、列表、すなわち瀝港において俞大猷率いる官軍が王直の船團を襲撃した事件は、兩者の間に、單に官軍と盜賊という以上の深いわだかまりを残していた。官府の公式見解では俞大猷率いる官軍が王直の船團を驅逐したことになってはいたが、戦闘自體は武裝において勝る王直側が官軍側に甚大な被害を與えながら、悠々と日本に渡航するという結果だったようである⁽⁸³⁾。王直の軍船は當時最新式の火砲を備えており、俞大猷が率いる明朝海軍の精銳は手痛い不面目を被ることになったのである。倭寇を鎮定するために日本との朝貢關係の再編を目指すことと、王直を赦免することとは、俞大猷にとっては全く別の問題であった。こうした主戰派將官の意向は、官軍の士氣にも大きく關わることであり、胡宗憲にとつては難しい舵取りであつたに違いない⁽⁸⁴⁾。

七 王直の最期

『明實録』によれば、王直が舟山の岑港に入港したのは、嘉靖三十六年一〇月初旬のことであった。この船團は、善妙という日本人四〇餘名を含む總勢五〇〇人あまりからなっており、進貢と互市を要求して岑港に碇泊した。⁽⁸⁵⁾「擒獲王直」によれば、王直は精銳一〇〇〇人あまりを率い、印も表文も携えずに豊洲王の入貢と稱して來航したという。⁽⁸⁶⁾ここでいう豊洲王とは状況から判断して大友義鎮を指すものと思われるが、中國側ではもっぱら王直の僭稱と誤解されたようである。⁽⁸⁷⁾

倭寇の辛酸をなめつくしていた江浙地方では、王直の到來を聞いて人々は恐れおののき、巡按御史の王本固は、王直らの向背は測りがたいとして招撫に反対したため、朝廷でも胡宗憲は東南沿海に災禍をもたらし、文武諸官はともども日和見を決め込んでいるとの批判が巻き起こったという。⁽⁸⁸⁾こうした江浙の住民の反應は、王直が倭寇を率いて内地を侵寇するために歸航してきたのだという思い込みに基づくものだが、胡宗憲幕府には民間輿論を支配し、風評を鎮めるほどの影響力はなかったようである。胡宗憲の申し出をあてにしていた王直にとってはまったく心外のことであったに違いない。

不穩な情勢を察知した王直は、まず胡宗憲とも面識の深い王澈と葉宗滿を總督衙門に派遣してその眞意を問いただした。「我らは官府の招きを受け、兵火を鎮めて國を安んじようと來航したのであり、使者が遠く出迎え、歓迎の宴が相次いで開かれるものと思っておりました。ところが、部隊が肅然と配備され、野菜を賣る船一つ島には近寄ろうといたしません。公は我らを欺いたのか。」胡宗憲は、これは國禁のため仕方ないことで、誓って他意はないと説明した。前年以來胡宗憲に信賴を懷いていた王澈らは、その言葉を信じたという。⁽⁸⁹⁾

王直と兪大猷との間の因縁を憂慮した胡宗憲は、王直の來航にあたって、總兵官として舟山に駐在していた兪大猷を後方に移し、代わりに副總兵の盧鏜を配備していた。盧鏜はかつて王澈らとともに舟山の戦役に従事して飲食をともし、

日本人の兵士たちをも恩威周到に扱っていたので、王直からも一定の信頼を得ていたという⁸⁹。ところが、盧鏜と俞大猷は互いに連絡を取り合って王直の隙を窺っており、王直に同行した善妙らが舟山で盧鏜らと面會したところ、盧鏜は王直の捕縛を善妙にもちかけた。これを知った王直はますます疑念を深めたという。

胡宗憲は、身柄を確保していた王直の母や子の手紙を葉宗滿に託して王直の歸順を促した。王直は胡宗憲の甘言と官軍の嚴戒態勢との間で意を決しかねていたが、投降の條件に、自身が不在の間の集團の統率者に充てるため、王激の解放を要求した。王激が岑港に歸還すると、さらに人質として官員一名の身柄が要求された。夏正という指揮使が送られ、同時に朱尙禮という衙役が拘束された。兩者とも通倭の經驗者で、特に夏正はかつて王直のもとで通事の役についていたが、陳可願とともに歸國して官府に身分を與えられた人物である。

「擒獲王直」によれば、この時、すでに朝廷からは、胡宗憲に王直の逮捕を促す詔が下されていたという。同篇には、この間の胡宗憲と王直一黨との關係がことさら詳細に描かれている。

胡宗憲は、使者として到來した王直腹心の王激・葉宗滿らを自室に寢泊まりさせ、それとなく王直の追討を求める諸將の上書十數篇を机の上に竝べておいて、彼らの危惧をつのらせた。そして、酔っ拂って眠り込み、「私はお前の命を助きたいからこそ、將兵に手出しをさせずにいるのだ。お前が出向いて來ないのなら、私を恨むな」などとむにゃむにゃと寢言を言いながら寢床の上に嘔吐した。さらに王直の息子の王澄に父親に宛てた血書をしたためさせた。「總督閣下は數年の間私たちの面倒を見てくださっていますが、ただ一度父上にお目にかかりたいのご要望です。閣下が朝廷に口を利用して下されば、私たち家族は再び一緒に暮らすことができるのです。父上がお越しになっても、閣下は決して父上を捉えるようなことはありません。もしおいでにならないければ、官軍に勝てるでもお思いなのですか。ただ私たち一家が亡ぼされるだけでしょ⁹⁰う。」

これら胡宗憲のふるまいが、最初からすべて計算し盡くされた策略だとすれば、もはや詐術以外の何ものでもないだろう。しかし、胡宗憲が當初から王直を處刑するつもりだったと考えるのはかえって不自然である。胡宗憲の幕客唐樞に、王直の招撫の利害得失を分析する一篇の書簡がある。ここでは王直の歸順を許した場合、ならびに拒んだ場合の利點と懸念がそれぞれ數條に分けて論じられており、王直の招撫が胡宗憲の幕下で熟考に値する問題として眞剣に検討されていたことが窺える。中でも特に筆が割かれているのは、王直を招撫し、日中間で互市が開かれることで、海賊行爲に携わる人々に貿易という正業への道を開くことについてである。

嘉靖六・七年以後、當局者が法に従つて禁令を嚴格にしたので商業は行われず、商人は生計の道を失つたため、轉身して寇盜となった。嘉靖二〇年以後は、海禁がますます厳しくなり、盜賊がいよいよ盛んになった。許棟や李光頭などがその後跳梁し、禍根は年々深まっていた。今日の問題の端緒はまさにここにある。そもそも、商業は自然の道理になつているので實行も易しいが、寇盜は自然の道理に悖るので實行するのも難しい。ただ、その道理になつた道がふさがれているために、道理に逆らう營みが生ずるのだ。公私の輿論に諮つてみれば、これを挽回することこそが萬人を活かす道である。⁹³

唐樞自身は日本との互市の公認を持論としており、「寇と商は同じく人である。市が通ずれば寇は轉じて商となり、市が禁ぜられれば商は轉じて寇となる」という格言が後々まで引用される人物である。⁹⁴ 上掲の引用に續いて互市解禁論者として言及される趙文華も、王直の招撫について胡宗憲に直接贊意を示したことが確認できる。⁹⁵

このほかに、唐樞は官府當局に對する利點として、その税源としての效用を擧げている。互市を開けば當然税収が得られる。従來、海上では闇で取引が行われ、その上がりは私人に歸していた。もし官を立てて税を徴収すれば、廣東や福建の何倍にもなるだろう。さらに、現在の海上の防衛費は、たとえ現状の課題が片づ

いても、北邊の故事にならない、毎年の豫算を定めて兵餉に當てる必要がある。以前兩浙では、北は乍浦から南は蒲門まで、延々二千里の衛所巡檢司の兵卒二〇萬人あまりが年に五〇萬あまりを費やして、各縣が徴發できる税額はすでに定まっている。現在、客兵が大いに増員されているが、その糧餉はどこから支給したらよいものだろうか。さらに兵亂の直後で人民は困窮しており、賦税を増加するには忍びない。もし海上の税によって海上の毎年の支出をまかなえれば、一舉兩得、防衛においても頼りになり、官民公私が困窮することもないだろう。⁽⁹⁶⁾

當時、浙直當局の財政状況は現地民衆の窮状とも表裏一體の、かなり深刻な問題だったようである。王直が官府に投降した直後にも、胡宗憲は直隸・浙江・福建における苛斂誅求と放漫財政を指摘されて弾劾を被っている。⁽⁹⁷⁾ 後述するように、これは最終的に胡宗憲の失脚にまでつながる問題であった。王直を何らかの官職に任じて浙江近海での貿易の管理に當てることは、發展の餘地ある商業經濟の利益を現地當局が存分に活用するための有効な方策であった。

嘉靖三十六年一月、王直は葉宗滿・王汝賢らとともに、ついに胡宗憲の軍門に降った。胡宗憲は彼らをねぎらい、按察司の獄につなぎ、これを報告する上奏文を用意した。實録の記載からすると、それは王直らを誅戮し、源義長らには暫時朝貢と互市を許可することを願い出る一方、特例として王直らの死罪を免じ、沿海の軍衛に充てて日本人を手なづけさせ、そのはたらきによって罪を償わせることを提案するものであった。⁽⁹⁸⁾

ところが、浙江巡按御史の王本固は再びこれに反対を唱えた。江南の人々は、胡宗憲が王直や善妙らの金銀數十萬を受け取って、そのために互市を開いて死罪を免ずることを願っているのだと噂した。胡宗憲はこれ聞いて恐れおののき、すでに發送した上奏文を取り戻し、その字句をすべて改めたという。新たな上奏文は、王直を海上の戦亂の元兇としてその處分を皇帝の判断に委ねるとともに、自ら兵を率いて海上に殘留する一黨の殲滅を願い出るものであった。⁽⁹⁹⁾

こうして、王直の命運は暗轉した。胡宗憲が當初想定していた王直を仲介とした日本招諭の構想は、ここで決定的な轉

換を迫られることになった。王直にはほどなく死罪の判決が下るであろう。その一黨も招撫ではなく武力をもって鎮壓せねばならない。そして、彼らと密接なつながりをもつ大友氏派遣の日本使節に對しても、ついぞ先日裁可を受けた特例措置が可能どうかも不透明になった。胡宗憲が、蔣洲の日本出使以來、王澈の招撫、大友氏使節への特別待遇と、便宜行事の職權とそのたびごとの中央の承認をもって積み上げてきた既成事實は、ここに至つてご破算となつたのである。

これまで皇帝から胡宗憲の提案に下されてきた幾たびにもわたる裁可を考えれば、中央は胡宗憲の便宜行事の權限の下で、王直の招撫に事實上の許可を與えていたといえる。最後の最後にそれらを覆すのは、胡宗憲としても無念の選擇だつたに違いない。しかし、明朝中國の政界においては、その場その場における正義は、しばしば法的な安定性、ないし一體性をはるかに上回る、破壊的な力を持っていた。かりに善妙との間の金品の授受が虚報であつたと假定しても、これまでの経緯から胡宗憲と王直一黨との間には密接な通交が行われてきたことは公然たる事實である。これを通倭と糾弾されれば、王直の命どころか、胡宗憲の身の安全も保證されたものではない。

もつとも、胡宗憲ほどの人物がこうした危険を全く豫想していなかつたとは考えにくい。たとえ皇帝の裁可でもその時々状況次第でいくらでも覆る可能性があつた明朝の政界において、一總督の權限などどれほどのものかということ、胡宗憲が承知していなかつたはずはない。當然、自己の保身も含めた様々な條件を勘案した上で、もし最善の選擇肢が他にあるならば、無位無冠の王直一人を犠牲にすることに、胡宗憲がそれほどの痛痒を感じたとも思えない。

こうした方針轉換を糊塗するために作られたのが、「擒獲王直」という文獻だつたのではないだろうか。胡宗憲がこれまで日本招諭のために打ち出してきた様々な施策は、ここに至つてあたかも最初から王直を捕らえるための計略として行われたという話に作りかえられたのである。王澈らとの關係をあれほど詳細に描いたのも、兩者の間の親密な關係を、全ては計略としてなされたこと再定義し、王直一黨との癒着という批判をかわすためだつたのではないだろうか。

ただし、總督衙門に迎えられた王直本人は當初この方針轉換を知らされなかったようである。この時、諸官はすぐにでも王直を捕縛しようとしたが、胡宗憲は王直を客分として禮遇した。宿所や召使いを用意し、祝宴を開いて接待もした。王直が居館を出入りする際には豪華な輿に乗せて諸官の上位に据え、日々青樓での遊興を許したともいう。⁽¹⁰⁾ 胡宗憲のこうした措置は、約束の履行を期待させておいて、舟山島周辺に逗留している日本使節や王濬らの動きを封じる時間稼ぎをしていたとも考えられるが、あるいは嚴嵩に連なる中央人脈を通じて朝論の軌道修正を試み、王直の身柄を活用する最善の方途を探っていた可能性も否定できない。王直も、また王濬らも、この時點では胡宗憲が約束を守って日本使節の上京と互市開設の準備を進めていると考えていたに違いない。その年は何事もなく平穩に過ぎていった。

しかし、『倭變事略』によれば、按察使の孟淮は王直の逃亡を恐れ、その下獄を胡宗憲に持ちかけた。計略がまとまると、胡宗憲は王直に、「私とおまえはすでにわだかまりはなくなつたが、孟按察使はおまえの無道にお怒りだ。どうもおまえを好かないようなので、あいさつに行つておいてはどうか」と言った。嘉靖三十七年正月二五日、王直が仕方なく按察司に出向くと、孟淮は諭旨を奉じてたちまち王直を獄に下してしまつた。ただし、牢獄とはいっても衣食や調度は官僚待遇で何の不自由もない生活を送り、體調を崩せば醫者に診てもらえ、薬も與えられたという。まだこの時點では胡宗憲も状況の變化に備えていたのだろう。ところが、この間に舟山に碇泊していた日本使節は、官憲に對する猜疑から武裝蜂起に踏みきり、王直の命運もいよいよ定まってくる。

王直の判決は、投降から二年を経た嘉靖三八年一月二九日に下された。胡宗憲は、王直・葉宗滿・王汝賢について、次のように上奏した。

王直らは、倭夷を誘い込んで劫掠を行い、東南沿海地方を騷亂に巻き込んで動搖させました。臣^{わたくし}どもは間諜を用いておびき寄せ、ようやく捕えることができました。王直は處刑して後世の戒めとするようお願い申し上げます。葉宗

滿と王汝賢は、その罪は赦しがたいものですが、前後往來して官府に歸順し、その間に戦功も立てております。曲げて一死を免じ、將來の賊類にも悔悟の道を開かれんことをお願い申し上げます。⁽¹⁰⁾

下問を受けた兵部と三法司は、三名の罪に赦免の餘地はなく、律に照らして王直と葉宗滿は「謀叛」の罪で斬、王汝賢は「縁邊の關塞を越度し、因つて外境に出る者」として絞、妻子はともども官府の沒收とすべきことを覆議した。⁽¹¹⁾ 一月二九日、皇帝は胡宗憲の讞案に従い、王直を斬刑梟首に處すこととし、葉宗滿と王汝賢についてはその歸順および戦功を認め、邊衛永遠充軍の刑に處することを指示した。⁽¹²⁾

以上の事實による限り、胡宗憲は王直の處刑を進言しながらも、かつて使者陳可願とともに歸國して、幕下で官軍の兵力の一端を擔った葉宗滿と王汝賢については、命ばかりは救おうとした形跡が見られる。王直を二年もの間獄中で生かしておいたのも、状況の變化を待つて何とか助命に持ち込む手立てを考えていたのではないだろうか。投降した賊を處刑することで官府の信用が失われ、その後の招撫政策の効果が低下することへの懸念が第一の理由であろう。あるいは當時まだ繼續していた倭寇の侵入への対策として、王直に何らかの利用価値を見いだしていた可能性もある。また、胡宗憲の王直に對する個人的信義という要素も、不可缺の要件ではないにしろ、強いて否定するだけの根據もない。いずれにせよ、胡宗憲は王直の處遇には入念に配慮していたことが窺われる。

嘉靖三八年二月二五日、王直の處刑が杭州の官巷口で執行された。「王直上疏」を載録する『倭變事略』は、同時代の多くの倭寇關係の筆記史料とは異なり、王直を海商と呼び、少なからず同情を懷かせるようなところがある。同書によれば、浙江巡按御史の周斯盛が王直の立ち會うため按察司を訪れ、王直を輿に乗せて獄舎から引き出した。獄を後にした王直は、兵士たちが肅然と立ち竝ぶのを見て、刑場に向かうことを知った。執行に臨んで王直は息子の王澄を抱いてすすり泣き、髮に挿した金の簪を形見に與えた。そして、いかにも痛恨にたえない様子で、「まさかここで刑に就くことにな

ろうとは」と嘆息し、頸を斷頭臺に横たえた。最後まで従容とした様子であったという。年齢は確定できないが、五十を過ぎていたはずである。⁽¹⁰⁾『倭變事略』によれば、妻子は判決に従って成國公朱希忠の家の奴婢となったが、その子孫は絶えることなく續いたという。萬曆三八年に徽州を旅した李日華は、「汪五峰墓」とされる墓が新安江の綿溪にあったことを伝えるが、正確な場所は現在では知られていない。⁽¹¹⁾

八 胡宗憲の失脚

王直らが官府に出頭した後、身代わりに解放された王激は、善妙ら日本人集團とともに岑港に残ることとなった。巡按御史王本固の上言に基づいて、胡宗憲には日本人を刺激せずに王激らを捕えるよう朝命が下っていた。ところが、年が明けても日本側の商人たちは積み荷を賣ることもできず、頼みであった王直もすでに捕われてしまい、そのうえ軍船が續々と周りを取り圍むのを見て、中國側の背信を公然と非難し、船を焼き捨てて岑港後背の山上に柵をめぐらせ立て籠もった。⁽¹²⁾と人質として王激に身柄を預けられていた夏正は見せしめのため慘殺され、朱尙禮のみがからくも脱走を果たした。やがて舟山の道隆觀に宿所を與えられていた大友氏の使節團も善妙らに合流して、日本側の來航者は全面的に官軍と對立する形勢となった。嘉靖三十七年二月のこととされる。

『日本一鑑』によれば、これに先だつて善妙は大友氏の使節團を率いる徳陽に合流を要請していたが、徳陽は使節としての立場からこれを受けず、争亂に巻き込まれないよう、安全な宿所への移動を通事の吳四郎を通じて當局に要求した。ところが、訴えを受けた參將の張四維はこの吳四郎を賊の間諜と見なして殺してしまったため、身の危険を感じた徳陽は、結局道隆觀を焼き拂つて善妙のもとに駆け込むことになったのだという。⁽¹³⁾張四維は寧波の衛官の出身で、王直がかつて瀝

港で貿易を行っていた時期にはこれと密接な関係を結んでいたと見られる人物である。⁽¹⁸⁾ この時は通番の疑いがかかるのを恐れてなおのこと過激な行動に出たのであろう。その甲斐あつてか、これに續いて舟山を舞臺に官軍と日本側との間で起こった衝突では、張四維は頭目數名を生け捕りにして首級九〇あまりを擧げたと稱える記録もある。⁽¹⁹⁾ ただ、鄭舜功はその按語で、源義鎮が徳陽と善妙を送りこんできたのは、使節を二派に分かつて様子を窺うためで、どちらも入朝させて一團としてねぎらえばよかつたのに、何の策もなく追ひ拂つて東夷に怨みを買うことになつた、と當局の對應を批判している。鄭舜功の言うとおり、これに前後して來航した清授や龍喜といった使僧を最後に、「天朝の徳を慕つて」進貢に訪れる日本船は絶えてなくなり、日中の朝貢關係は完全に終わりを告げるのである。

⁽²⁰⁾ この間、中央では蜂起の速やかな鎮定を繰り返し指示するが、現地官軍が目立つた戦果を擧げなかつたことから、胡宗憲ら關係諸官は浙江巡按王本固をはじめとする科道官から厳しい批判を受けることになる。⁽²¹⁾ そもそも日本人を刺激せず王激らを捕縛せよなどという朝廷の要求は、當局者にとっては文字通りの無理難題だつたに違いない。自身に向けられる嫌疑を警戒しながらも、胡宗憲は日本側に接觸を試み、王直殘黨の身柄を差し出すよう交渉を續けた。これを受ければ日本側もあるいは恩賞にあづかつたのかもしれないが、それまでの経過から官府當局に懐いたであろう不信任を考へれば、彼らがこれに應じなかつたのは當然ともいえる。王激・徳陽・善妙らは、七月に舟山本島北側の柯梅に移動して船の建造をはじめ、十一月に完成させると日本使節は母國を、王激らは福建・廣東方面を目指して出航していった。この間、三月から六月にかけて浙江省東南部の温州・臺州に別派の日本人を擁する海寇が襲來し、各地で衛所の官が殺害される被害をもたらした。結局、王直の逮捕がきっかけとなつて、大友氏使節團と王激らとの混成集團は、この時の浙東の海寇とともに王直が率いてきた倭寇の一派と見なされ、中國史書には永遠に岑港・柯梅の賊と記録されることになるのである。

王本固らの弾劾はその後噴出する胡宗憲批判のさきがけとなつた。これを受けて、一連の事案について調査を命じられ

た刑科給事中の羅嘉賓は、おおむね王本固らの主張を支持して浙直當局に問題ありと認め、特に胡宗憲についてはかなり厳しい評價を下している。⁽¹²⁾ その上奏では、當時胡宗憲についてささやかれていたであろうあらゆる悪徳が壯麗な駢儷文の中に織り込まれ、中でも、「觴を捧げ軍前に拜舞して伏地歡呼し、趙文華を讃えて島夷の帝となし」とか、「夷情に通透するを喜んで得策となし、軍門倭主の謠を啓き」などとあるように、胡宗憲ならびに趙文華が王直一黨と誼みを通じていたという事實、ひいてはこれを役使しながら朝廷に二心を懐いているという類の風説が批判材料に取り上げられている。これらには、それぞれ「妓を携え堂上に酣飲して迎春宴客し、總督府を視て雜劇の場となす」とか、「邊餉を扣侵するを指して常規となし、總督銀山の號を有つ」との句が配されており、胡宗憲や趙文華の通倭、すなわち王直との接觸と、官府における風紀紊亂や亂脈財政などの問題とが一體の弊害として糾弾される。

この弾劾によって戚繼光や張四維をはじめとする諸官には革職の處分が下ったが、胡宗憲には恪勤精勵して職務を全うせよとの注意を促されるに終わった。胡宗憲は權臣嚴嵩父子と密接な關係を築いており、さらに嚴嵩父子を通じて嘉靖帝にも瑞祥を獻ずるなどによって覺えがめでたかったからであるとされる。ただし、皮肉なことに、ここで懲戒を受けた諸官はまもなく行われた論功によって處分を取り消されたが、胡宗憲に對する弾劾はこれで終わらなかつた。嚴嵩は嘉靖四一年五月に失脚し、その黨與と見なされた者が、次々と肅清される時代がやってくる。

嘉靖四一年十一月、南京戶科給事中の陸鳳儀が、再び胡宗憲に對する正面切つての弾劾を行った。⁽¹³⁾ 陸鳳儀は胡宗憲の治政に對する十箇條の批判を列擧して、これを十大罪と稱して長大な批判を展開する。その筆頭に擧げられるのが王直との關係である。長くなるが、これまでの經緯を總括する意味でも、その第一箇條を引用しよう。⁽¹⁴⁾

先だつてのことですが、海賊の王直は、もともと胡宗憲とは同郷の互いによく知つた間柄で、軍需物資の贈與を受けておりました。蔡時宜・蔣洲・陳可願はみな賊の手先であり、先に太倉州で罪行が發覺して知州の熊桴に捕えられな

がら運良く出獄したところを、胡宗憲が腹心として召し抱え、賊との間で往來させて密約を結んでいたのです。

嘉靖三六年三月、王直は倭船六隻を引き連れて寧波府下の岑港に入港しました。一黨は三千人に過ぎませんでした。上陸四散して掠奪を行い、家屋を焼き拂い、住民を殺害すること、被害は数え切れないほどでした。しかし總督はただ招撫を口實として、兵を待機させて出撃せず、逆に日用品を與えて供應し、日に一〇〇金以上を費やしておりました。參政の劉燾は、何度も出兵を要請しながら聴き届けられなかったので、甚だ憤懣を懷いておりました。賊は岑港に半年ほど滞在しましたが、互いに人質を取り交わし、臆面もなく往來しておりました。

總兵官の盧鏜も、自らその船を訪れて酒宴にあずかり、たびたび日が暮れるまで歸ってきませんでした。胡宗憲は、あらかじめ賊のために上奏し、その罪を赦すようお願い出ており、さらにはこれを海防の任務に充てることを堅く約束しておりました。王直がついに自ら出向いてくると、面會の際には賓客として禮遇し、指揮使を護衛に付け、輿を乗用に與え、行動はほほ思のまま、自由に任されておりました。これは一體どういう了見でしょうか。

幸いにも陛下のご高見により、斷じてこれを誅戮することとなったため、胡宗憲はやむを得ず命を撤回して王直を按察司に收監させたのですが、按察使には口頭でこれを獄舎には閉じ込めず寛大に扱うようにと言ひ含めておりました。おそらく密かに王直を逃亡させ、按察使に罪をなすりつけるつもりだったのでしょう。按察使はこれを覺り、その言葉に従いませんでした。

王直はついに處刑されましたが、三千の部衆は天誅を逃れ、士民の憤激はやり場ありません。これは誰の責任でしょうか。それでもなお、これを覆い隠して功績と言ひ立て、陛下の恩寵にあずかり、思うままに横暴をはたらき、自ら吳山に報功廟を立て、その中に自分の像を納め、でたらめな繪で壁面を飾り、後漢の竇憲が匈奴を敗った故事になぞらえて恥ずかしいとも思っておりません。これでどうやって士民の輿望を担い、人心を勝ち得ることができ

しょうか。これは胡宗憲の天を欺いて功を冒する第一の大罪です。

陸鳳儀は戶科給事中としての立場から、これに加えて主に財務に關わる醜聞を十か條連ねた長大な劾奏によって、胡宗憲の亂脈ぶりを批判し、「人はみなこれを浙中の大倭と目している」と評する。結びには、「一つでも事實に違ふことがあれば、これは忠を誣つて欺きをなすもので、臣どもを重罪に處し、言官の妄言の戒めとしてください」と述べ、覺悟のほどを示している^⑭。確かに、これまで見てきた王直の事蹟に照らす限りは、上掲の陸鳳儀の上奏はおおむねその他の史書の記述と一致しており、胡宗憲を陥れるためことさらに根も葉もない虚言を竝べたものとは思われない。

この上奏を受け、嘉靖帝は錦衣衛に命じて胡宗憲を北京に連行させてきたが、その素行不良を認めたと上で、特に懲罰を下さずに浙直總督を解任するにとどめた。王直を捕えた者には格別の報賞を行うはずが、逆に處罰するようなことでは、今後朕のために身を挺して任に當たる者がいなくなってしまうだろう、というのである^⑮。

一連の騒動において共通するのは、王直の名が胡宗憲の不徳を裏書きするための前提として利用されていることである。この時、王直はすでに處刑されており、もはやその罪狀の當否を檢證する者はいない。陸鳳儀は胡宗憲を誹謗するため、その罪を罪たらしめる絶對惡として王直を位置づける。もちろん王直が引き連れてきた岑港の日本人たちは、放火掠奪をほしのままにする倭寇と見なされる。そして、皇帝も、やはり諸惡の根元である王直を捕縛した功勞を認めることで、胡宗憲の免罪を認めるという筋道をふまねばならなかつたのである。

ほどなくして、浙直總兵の盧鏜も、胡宗憲の失脚によって自身に累が及ぶことを恐れて辭職を願ひ出ていたところ、同様に「奸貪八罪」を指彈されて革職される^⑯。内容の詳細は不明だが、胡宗憲への弾劾に見える、賊の船でたびたび飲食した事實もその罪狀に含まれていたに違いない。

胡宗憲の命運が盡きたのは、その數年後に嚴高の子嚴世蕃と、その朋黨の元中書舍人の羅龍文が逮捕されてからである。

羅龍文はやはり王直や胡宗憲と同じく徽州の出身で、當時墨工の第一人者として知られた文化人であった。嘉靖三五年に徐海によって嘉興の桐郷縣が脅かされた際、當時胡宗憲の幕下にあった王直配下の歸順勸告に徐海を訪れるなど、その地下人脈を用いて活躍する場面もあった¹¹⁸。もともと王直とは縁戚にあたるという、同時に嚴世蕃と親しかったため、王直は羅龍文を通じて嚴世蕃に一〇萬金を贈って官職の授與を願ったといわれる。嚴世蕃の失脚とともに羅龍文も邊衛充軍に處せられるが、兩者ともやがて充軍先の衛所を離脱して嚴世蕃の邸宅に潛み、そこで反亂を企んだとの咎で弾劾され、まもなく處刑された¹¹⁹。嚴世蕃と羅龍文は、四方のやくざ・ちんぴら・いかさま師の類を四千人も呼び集め、その中には王直の殘黨五〇〇人あまりが含まれており、日本への亡命までも計畫していたとされる。罪状には少なからず誇張が含まれているが、かりに王直の金脈が羅龍文を通じて嚴世蕃の懐にまで達していたとすれば、その招撫計畫は必ずしも趙文華と胡宗憲のみの意向で推進されたわけではないことになる。

胡宗憲がこの羅龍文による嚴高父子との取り次ぎに頼って自身の政治的な足場を確保していたのは、様々な状況からして疑う餘地はないと思われる。さらに、その證據となる書簡が、處刑された羅龍文の遺留品の中から見つかったとされる。この書簡は、先に胡宗憲が陸鳳儀の彈劾を受けた際、嚴世蕃の援護を取り付けるため羅龍文に託したもので、胡宗憲自身が擬作した皇帝の諭旨が収められていた。この時嚴世蕃も失脚して逮捕されたため羅龍文の家中に残されていたものを、その家財の沒收を執行した巡按御史の王汝正が発見したのだという。もとより陰謀めいたところも窺われるが、ここでも王直との関係が引き合いに出されるのである。これを報告する王汝正の言を引こう。

胡宗憲はかつて王直と氣脈を通じておりましたが、常に羅龍文を中央との調整役とし、嚴世蕃にへつらうことで、その事實は長く表沙汰にはなりませんでした。今、皇恩によって歸郷を許された後も、過ちを償うどころか、ますます正道から外れ、無頼の輩を集めて郷里に横暴を行うこと、その罪は嚴世蕃と羅龍文に劣るものではありません。今や

兩名は刑戮に就きましたが、胡宗憲は一人これを免れ、恐らくは天下の人心は承服しておりません。臣わたくしがまた聞き
ましたところでは、羅龍文の長子の六一なる者は、もともと悪名高い男で、しばしば倭とも通じておりました。當初
は胡宗憲の家に隠れていたようですが、今や行方も分かりません。もしも六一が南方の倭に奔った場合のことを考え
ると、江南の命運については深く憂慮すべきものがあります。⁽²⁰⁾

上奏を受けた皇帝は、嘉靖四四年一〇月、錦衣衛に胡宗憲の逮捕と取り調べを命じたが、胡宗憲はまもなく獄死した。
その金脈は果たして羅龍文・嚴世蕃ルートに止まるものであったのか、残念ながら胡宗憲自身は何も語っていない。

ここに見るとおり、胡宗憲の晩年には最後まで王直の影がついてまわった。その最期から窺えるように、胡宗憲の命運
には、王直の捕縛という功績よりも、王直との癒着という罪状の方がより大きな作用を及ぼしたのである。そこにはもち
ろん、胡宗憲の江南における治政のありかたや、嚴嵩派との密接な関わりなど、王直とは直接関係のない要因がはたらい
ていたのであろう。ただ、これらは胡宗憲という人物に焦點を絞って、また別に検討されねばならない問題である。

ちなみに、胡宗憲は隆慶六年に名譽回復がなされたが、その時の兵科給事中劉伯燮は、次のように上言している。

胡宗憲は權貴に附庸し、兵餉を浪費し、それに殺戮において限度をわきまえなかつたことは罪に問われねばなりませ
ん。しかし、倭寇猖獗の時にあたって、最後には計略をもつて賊首を捕らえ、海上に平和をもたらしました。その功
罪もまた打ち消しあうべきものです。⁽²¹⁾

ここでいう賊首とは言うまでもなく王直を指す。胡宗憲は死後の浙直總督への復職が認められ、やがて萬曆年間には國
葬が営まれるまでに地位を回復した。しかし、その功勞劇の相方を務めた王直には、ついに名譽回復の機會は與えられな
かつたのである。

おわりに

以上、嘉靖三二年（一五五三）に瀝港を追われて日本に向かった王直が、同三六年に浙直總督胡宗憲に投降し、二年後に處刑されるまでの期間を中心に、王直の生平ならびに胡宗憲ら明朝官府當局者との應酬を跡づけてきた。これまでの議論をまとめる意味で、最後にもう一度全體の内容を振り返っておきたい。

王直に關する二つの文獻、「擒獲王直」と「王直上疏」は、王直の對照的な二つの横顔を描いている。王直は、前者においては、中國を裏切り、倭寇を驅つて海の平和を亂す海賊の大將として、後者においては、中國の平和のために日本との互市公認を提案する善意の商人として姿を現す。いずれも、王直その人というよりは、それぞれの觀點に依據して誇張された人物像であり、當時の日本と中國との間に展開した「倭寇」をいかなる解決に導くかという政策的意思の投影でもあった。

瀝港を追われて平戸に移住した王直は、日中間を移動する華人海商の間で、依然としてその壓倒的な優位を維持していた。しかし、中國沿岸では、對倭寇戰役が激化の一途をたどり、海商たちは倭寇として彈壓され、彼らも實際に盜賊行爲に携わった。王直はその間も日本にとどまり、自身は中國侵寇に加擔することはなかったが、經濟的には「ばはん船」とつながりを持ち、官憲からは倭寇の頂點に立つ人物と位置づけられていた。

このような状況のもと、趙文華・胡宗憲らによって、王直は、東シナ海の安全保障を確立するための鍵となる人物として目をつけられた。そこには、日本の有力な政治權力と關係を結び、互市の禁制を緩和し、そこに當局および自己の財源を求める胡宗憲の思惑があった。胡宗憲は蔣洲・陳可願を派遣して日本招諭に手を付け、王激・葉宗滿ら王直の腹心を麾下に取り込むことに成功する。互市の公許を望む王直、倭寇の平定に腐心する胡宗憲、そして朝貢の利權獲得を悲願とす

る大友義鎮の三者は、この時点で利害を共有する立場にあり、相互に一致協力する體制を整えつつあった。「王直上疏」は、こうした政策構想の鍵となる日中間の仲介者としての王直の立場を自己表明したものである。

やがて、王直は大友氏の使節を伴って歸國し、胡宗憲の幕下に投降する。しかし、通番者の元締めであり、倭寇の總帥と疑われた王直は、倭寇に苦しむ江南・浙江の人々にとって、彼らが被った災禍の責任を負うべき諸悪の根源と見なされた。彼らの怨嗟は、王直一黨への招撫政策を推進する胡宗憲にも向けられることになる。胡宗憲は自己の立場を守るために方針を切り替え、王直を拘束し、大友氏の使節を倭寇として追討する。王直・胡宗憲・大友義鎮がそれぞれの立場から共有した東アジア海域の新たな秩序構想は、「倭寇」への怨みと恐れによって水泡に歸した。

その後、王直は逆賊として處刑される。それは胡宗憲自身が最善の結末と望んだものではなかった。王直の招撫は本来日本招諭のための手段に過ぎなかったが、結果として胡宗憲は、日本への使節派遣そのものを王直捕縛のための策略だったと説明せざるをえなくなった。「擒獲王直」はそのような要請から生まれたものである。そして、これに續く胡宗憲の失脚、下獄、そして死は、ほかならぬ王直との關係を問われることでもたらされた。王直を處刑した胡宗憲は、王直によって破滅に追い込まれたのである。

以上、本稿の検討を通じて、王直の晩年の事蹟について、既往の研究では十分な檢證が行われず、論者ごとに曖昧なまま語られてきた幾つかの事實を、それぞれの人物の政治的立場を明らかにしながら敘述してきた。

筆者が何にもまして強調したいのは、この間の王直の招撫、および日本使節の招諭が、胡宗憲の總督軍務の職權のもとで、折にふれて中央の承認を受けながら周到に準備されてきたにも関わらず、最終段階で王直の赦免が許されなかったために、全てが覆されてしまったことである。王直も、日本使節も、そして胡宗憲自身も、これによって運命を狂わされた。こうした中央と地方、さらには皇帝と臣僚の間における政策的・一貫性の缺如は、明代のみならず中國歴代王朝において

様々な政治的混乱を生んできた宿弊と言つてよい。

ただし、こうした法的規範の安定性を犠牲にしてまで、結果的に明朝が示したのは、少なくとも胡宗憲が管掌する南直隸・浙江・福建において、究極的な政策決定権はあくまで中央ないし皇帝にあるという國制上の原理であり、またそうした國制原理と相容れない反政府的社會集團の首長、すなわち「賊首」には招撫による赦免は適用しないという刑律上の原則であった。それは、倭寇に對する實際の關與の程度如何に關わらず、留日華人集團の首魁と見なされた王直を處刑することによって、胡宗憲の便宜行事の權限のもとで事實上の治外法權を得た海上の無賴集團が特權的中间團體としてたちまわろうとするのを、中央政權が法の名のもとに公然と排除することであつた。

この裁定によって、明朝と日本との間の公式の通交關係は斷たれ、南直隸および浙江は海禁の傘の中にとどまり、官軍と海上の荒ぶる力との衝突は福建・廣東方面において繼續することを餘儀なくされた。江浙地方においては明朝一代を通じて堅持される通番の禁制は、王直の處刑によって再確認された。そして、この政策的判斷を必然たらしめた原因である嘉靖倭寇の慘禍は、王直の惡名とともに後世に記憶されることとなつたのである。

註

- (1) 本稿が言及する前篇とは、山崎岳「船主王直功罪考——『海寇議』とその周邊——」（『東方學報』京都・八五）を指す。
- (2) 代表的な著作に、陳懋恒『明代倭寇考略』（哈佛燕京學社、一九三四）、范中義・仝晰綱『明代倭寇史略』（中華書局、二〇〇四）がある。これ以外にも、中國では、一般書等で『明史』等の見解を踏襲して、王直を漢奸視する歴史敘述が少なくない。
- (3) 鄭樑生『明・日關係史の研究』（雄山閣出版、一九八五）は、中國側から見た倭寇關係書として最も手堅い研究成果といえる。佐久間重男『日明關係史の研究』（吉川弘文館、一九九二）は日本史の研究者にもしばしば引用されるが、情報の精密度は鄭書に及ばない。樊樹志『倭寇』新論——以嘉靖大倭寇爲中心——（『復旦學報』二〇〇〇—一）は、何故「新論」と稱するのかに疑問は残すものの、中國大陸では比較的穩健かつ影響力の大きい論文とされる。
- (4) 日本におけるマルクス主義史觀による王直像としては、片山誠二郎「嘉靖海寇反亂の一考察——王直一黨の反亂を中心に——」（山崎宏

編『東洋史學論集』四、不昧堂書店、一九五五）が知られる。中國では代表的な著作として、林仁川『明末清初私人海上貿易』（華東師範大學出版社、一九八七）がある。

(5)

戦後の王直研究のうち、李獻璋「嘉靖年間における浙海の私商及び船主王直行蹟考」（上、下）（『史學』三四—一・二、一九六一・六二）が最も充實した實證的成果といえる。同篇は、一貫して王直を互市の自由を求める商人として描き、「擒獲王直」について厳しい史料批判を展開する。特定の主題についての専論として、王直に關係の深い論文に以下のものがある。太田弘毅「倭寇——商業・軍事的的研究——」（春風社、二〇〇二）第四部第四—六章、鹿毛敏夫「一五—一六世紀大友氏の對外交渉」（『史學雜誌』一一二—二、二〇〇六年）、須田牧子「蔣洲咨文」について」（『史料編纂所研究紀要』二三、二〇一三）、鹿毛敏夫「抗倭圖卷」「倭寇圖卷」と大内義長・大友義鎮（同上）。比較的新しい啓蒙書のうち王直に言及するものを以下に列記する。羽田正編『海から見た歴史』（東京大學出版會、二〇一三）第二章第二部、村井章介『世界史のなかの戰國日本』（筑摩書房、二〇一二）、上田信『シナ海域蜃氣樓王國の興亡』（講談社、二〇一三）第三章「王直と嘉靖倭寇の實態」、中島樂章「海商と海賊のあいだ——徽州海商と後期倭寇——」（『東洋文庫編』東インド會社とアジアの海賊）勉誠出版、二〇一五）。

(6)

『籌海圖編』卷九／大捷考／擒獲王直（中華書局二〇〇七年排印本による）、采九德『倭變事略』卷四／附錄（京都大學人文科學研究所藏天啓二年『鹽邑志林』本による）。

(7)

「擒獲王直」は、すでに李獻璋（一九六二）によって厳しく批判的検討がなされている。また、羽田（二〇一三）・上田（二〇一四）も「王直上疏」に重要な位置づけを與えるが、兩者とも體裁上は學説というより一般向けの商業出版であるため、本稿では依據しない。

(8)

李獻璋（一九六二）によれば、その後嘉善縣訓導の謝願に偽託された

という。

(9)

『忠敬堂彙錄』（東洋文庫藏本）。邵芳は、嘉靖から萬曆にかけて活躍し、布衣にして當時の政界に隱然たる力をもった人物である。鄭若曾も『籌海圖編』の編纂にあたってその協力を仰いだことを特記している。邵芳に關する專論として、城地孝「丹陽布衣邵芳考」（『長城と北京の朝政——明代内閣政治の展開と變容——』京都大學學術出版會、二〇一二）を参照。

(10)

李獻璋（一九六二）、嘉靖『浙江通志』卷六〇／經武志／嘉靖三六年。嘉靖四一年序『籌海圖編』本には同三九年の論功についての記載があるが、同四〇年序『浙江通志』本はこれに言及せず、王直の處刑をもって記述を終えている。

(12)

『四庫全書存目』卷六四／史部二／汪直傳：「不著撰人名氏。記嘉靖中汪直引倭入寇海上、及總督胡宗憲以計誘殺直事。所以歸功於宗憲者甚至、或其幕客所爲也。」

(13)

采九德『倭變事略』卷四／附錄：「三十六年丁巳、秋九月二十五日、海商徽人王直者、即汪五峰、率其黨數千人、泊舟於江口、遣人賁疏、抵軍門。初軍門欲規海寇虛實、遣蔣洲、陳可願等入海、說直内附。直果感悅、如約隨遣養子毛海峰、款定海關。至是直自分嘗協同官兵、擒賊有功、無大罪犯、欲軍門代爲疏請通商、因上疏云……」

(14)

同篇では山口の大内氏について、「舊年四月に隣國と境界を争つて、計略に陥つて自刎した」と記されている。これはしばしば天文二〇年（一五五二）九月に大内義隆が陶隆房の謀反に斃れた事件と解釋されるが、記事のみを見るなら、同二六年（一五五七）四月に大内義長が安藝の毛利氏に攻められ、一度は助命の約束をとりつけながら自害に追い込まれた事件を彷彿とさせる。「舊年」を昨年之意とすると、嘉靖三七年（一五五八）、王直が胡宗憲に投降した翌年のこととなる。後述のように、同年初頭までは胡宗憲も王直の助命を朝廷に求めるそぶりを見せていた。同篇が民間に流出する過程で、この部分だけが何

- 者かによって當時の現状にあわせて書き換えられたという可能性も否定できないと考える。
- (15) 『嘉禾獻徵錄』卷四一／海寧衛／采旺／九德…「倭變時，九德取幕府日劄備錄之，爲倭變事略二卷。」
- (16) 『籌海圖編』卷九／大捷考／擒獲王直…「乃更造巨艦聯舫，方一百二十步，容二千人，木爲城，爲樓櫓四門，其上可馳馬往來。據居薩摩洲之松浦津，僭號曰京，自稱曰徽王，部署官屬，咸有名號，控制要害，而三十六島之夷，皆其指使。時時遣夷漢兵十餘道，流劫濱海郡縣，延袤數千里，咸遭荼毒。而福清、黃巖、昌國、臨山、崇德、桐鄉諸城，皆爲攻墮。焚燔廬舍，擄掠女子財帛，以鉅萬計。吏民死鋒鏑填溝壑者，亦且數十萬計，比年如是。」
- (17) 前篇でも言及したように、しばしば用いられる「倭寇王」とは、後藤秀穂「倭寇王王直」（『歴史地理』五〇一・二・四、一九二七）によって廣まったものと思われる。ただし、李獻璋（一九六二）は同篇について學術的に「全く内容がない」と評しており、筆者も同意見である。
- (18) 『晉書』卷四二／列傳第二二／王濬…「武帝謀伐吳，詔濬修舟艦。濬乃作大船連舫，方百二十步，受二千餘人。以木爲城，起樓櫓，開四出門，其上皆得馳馬來往。又畫鷁首怪獸於船首，以懼江神。舟楫之盛，自古未有。」ちなみに、同篇からしばしば引用される王直の「椎髻左衽」といういでたちも、この類いの定型表現であり、事實と認めるべきではないと考える。この句に基づいて王直が日本人の習俗に染まっていたと説明される場合があるが、「椎髻」は高く結った鬘のことで日本に限った髪型ではなく、和服も「左衽」ではない。王直は、華人集團の顔役であり、日本人からは「大明儒生」として振る舞うことを期待されたであろうことから、何ら「夷俗」を受容する利點はなかったと思われる。
- (19) 假にこれを文字通り讀むなら、日本全土を征服したのではなく、王直の周りに日本全土から流れ者が集まってきたと解釋すべきであろう。ただ、關東・東北から流れてきて王直に従う者があつたとも考えにくく、いずれにしろ誇張表現と思われる。
- (20) 『籌海圖編』卷九／大捷考／擒獲王直…「官軍莫敢攖其鋒，但爲計狡譎，每殘破處，必詭云某島夷所爲也。故東南雖知王直之叛，而不知受禍之慘皆由直者。獨總督胡公前按浙時，見賊進退縱橫，皆按兵法，知必有坐遣者。且賊酋來者，皆直部落也，而不聞直來，其爲坐遣無疑。」
- (21) 『明世宗實錄』卷四二五／嘉靖三十四年八月乙亥。
- (22) 茅坤「茅鹿門先生文集」卷三〇／雜著…「先是，胡公始爲提督時，嘗與監督尙書趙公謀曰，國家困海上之寇，數年於茲矣。諸酋奴乘潮出沒，將士所不得斥埃而戍者。人言，王直以威信雄海上，無他罪狀，苟得誘而使之，或可陰攜其黨也。」
- (23) 采九德「倭變事略」卷四／附錄…「切臣直，覓利商海，賣貨浙福，與人同利，爲國捍邊，絕無勾引黨賊侵擾事情，此天地神人所共知者。夫何屢立微功，朦蔽不能上達，反罹籍沒家產，舉家竟坐無辜，臣心實有不甘。」
- (24) 采九德「倭變事略」卷四／附錄…「如皇上慈仁恩宥赦臣之罪，得效犬馬微勞，驅馳浙江定海外長塗等港，仍如廣中事例，通關納稅，又使不失貢期，宣諭諸島，其主各爲禁制倭奴，不得復爲跋扈，所謂不戰而屈人之兵者也。敢不捐軀報效，贖萬死之罪。」
- (25) 明代中期の廣東における互市制度の展開については、岩井茂樹「十六世紀中國における交易秩序の模索―互市の現實とその認識―」（同編『中國近世社會の秩序形成』京都大學人文科學研究所、二〇〇四）。
- (26) 『籌海圖編』卷二二／下／降宣諭、『明經世文編』卷二八三／王司馬奏疏／疏／倭夷容留叛逆糾結入寇疏、『明世宗實錄』卷四三三／嘉靖三十五年三月丙子。
- (27) 『籌海圖編』卷十二／下／降宣諭、『明經世文編』卷二八三／王司馬奏疏／疏／倭夷容留叛逆糾結入寇疏…「在京各衙門會議云、……查得先

- 該巡視浙江都御史王忬題、……節據被擄在倭婦人供稱、本國酋長請有入貢勘合、得行則利歸於上、今各倭私自貿易、利歸於下。彼中酋長、甚是不樂、嘗禁各倭西犯、昨劫黃巖去者、多被擒殺。今春關隘亦加嚴禁、曾追回倭船二十餘隻。……」
- (28) 一六世紀の大夫氏と中國・アジア諸國を中心とする對外關係については、橋本雄「中世日本の國際關係・東アジア通交圈と偽使問題」(吉川弘文館、二〇〇五)第六章「永正度の遣明船と大夫氏——警固・抽分・勘合から——」、鹿毛敏夫(二〇〇六)、同「アジアン戰國大名大夫氏の研究」(吉川弘文館、二〇一〇)、同「遣明船と相良・大内・大夫氏」(『日本史研究』六一〇、二〇一三)伊藤幸司「大内氏の外交往と大夫氏の外交往」(鹿毛敏夫編『大内と大夫——中世西日本の二大大名——』勉誠出版、二〇一三)を参照。
- (29) 『日本一鑑・窮河話海』卷一「歲壬子、日本之種島土官古市長門守聞、島倭夷魯從唐人犯華者、凡五人。惟時、王直等拏七倭賊以獻。賊首徐海誘倭入寇浙海地方、自是浙海倭寇漸眾。巡按浙江監察御史林應箕奏聞於朝、敕都御使王忬經略閩浙地方。」
- (30) 『大分縣先哲叢書 大友宗麟資料集』(大分縣教育委員會、一九九三)第一卷、三〇一「大友義鎮書狀寫」・三〇二「大友義鎮書狀寫」(『種子嶋家譜』)。
- (31) 寧波事件に關しては山崎岳「朝貢と海禁の論理と現實——明代中期の「奸細」宋素卿を題材として」(夫馬進編『中國東アジア外交交流史の研究』京都大學學術出版會、二〇〇七)を参照。
- (32) 莫氏冊封までの過程は、大澤一雄「黎明中期の明との關係(一五二七—一六八二)」(山本達郎編『ベトナム中國關係史——曲氏の臺頭から清佛戰爭まで——』山川出版社、一九七五)を参照。ただし、朝貢外交の原則が國によって一樣でなかったことは、夫馬進「明清中國による對朝鮮外交の鏡としての對ベトナム外交——冊封問題と「問罪の師」を中心に——」(『朝鮮燕行使と朝鮮通信使』名古屋大學出版會、二〇一五)を参照。
- (33) 『明世宗實錄』卷四一三／嘉靖三三年八月乙未、「刑部主事郭仁、以賊首王直挾倭奴亂海上、引祖宗諭三佛齊故事、請勅令朝鮮、宣諭日本國。章下、兵部覆言、宣諭乃國體所關、最宜慎重。蓋倭寇方得志恣肆、比之往年益爲猖獗、恐未可以言語化誨懷服也。若猶夏之罪未懲、而綏以撫諭、非所以蓄威。糾引之黨未得、而責以斂戢、非所以崇體。矧今簡將練兵、皆有次第、待其畏威悔罪、然後皇上擴天地之仁、頒恩諭以容其更生、未爲晚也。且祖宗時、三佛齊止因阻絕商旅、非有倭奴匪茹之罪。朝鮮國近上表獻俘、心存敵愾、如復令其轉行宣諭、恐亦非其心矣。臣竊以爲不便。上從部議。」
- (34) 『籌海圖編』卷二／下／降宣諭、「但朝鮮能殺日本之人、與日本之人之畏朝鮮則驗矣。」
- (35) 『明世宗實錄』卷四二／嘉靖三四年四月辛巳、「『明經世文編』卷二六六／胡少保奏疏二／疏／題爲獻愚忠以圖安攘事疏。六／胡少保奏疏二／疏／題爲獻愚忠以圖安攘事疏。……竊意此賊、恐多各島小夷、必非大舉入寇。及譚番生擒倭賊助四郎等亦稱、彼國荒旱、私出買賣、國主不知。則與諸士民所呈稟者、亦畧相同。若我遣人詰問其酋知之、未必不愕然驚懼、急收捕而請罪、更獻誠以自贖也。但往時議者、欲請詔諭、則恐犬羊無知。萬一少梗、有傷威重。今惟以有司之意、遣人詰問、名正言順、使彼從之、固於海防有益。如其不從、亦於國體無損。……。」
- (36) 『明世宗實錄』卷四二／嘉靖三四年四月辛巳。
- (37) 『明世宗實錄』卷四二／嘉靖三四年四月辛巳。
- (38) 『明世宗實錄』卷四二／嘉靖三六年一月乙卯、「宗憲與直同鄉、習知其人。」實錄の記述は、後述する陸鳳儀による胡宗憲の彈劾に依據した可能性があるが、胡宗憲と王直の兩者は恐らく同年代で、同じく徽州府の出身であり、それぞれ郷里ではかなり目立つ存在であったとされることから、事實としてもおかしくない。
- (39) 『籌海圖編』卷九／大捷考／「擒獲王直」。

- (40) 『明世宗實錄』卷四三四／嘉靖三十五年四月甲午。
- (41) 『明世宗實錄』卷三九七／嘉靖三十二年四月丙子朔、『明經世文編』卷二八三／王司馬奏疏／疏／條處海防事宜仰祈速賜施行疏。
- (42) 『明世宗實錄』卷四一〇／嘉靖三三年五月丁巳。
- (43) 『明世宗實錄』卷四一〇／嘉靖三三年五月乙丑。
- (44) 胡嗣運『忠敬堂彙錄』／建言錄／計獲海上巨寇疏。
- (45) 『國朝獻徵錄』卷一〇七／都督府二／榮祿大夫南京中軍都督府都督同知萬公表墓：「賊方蜂屯諸島，而欽汪直者，以驍雄魁其曹。公策其疏，可誘而縛也。薦鄞人蔣洲、張惟遠，使爲間。兩人雅善直，其家坐通番速，約獲直以贖，且以上賞許之。日強聒當路前，未及行，而公卒後，總督胡公宗憲，卒遣洲使豐後、山口諸島，渠魁立致，東南晏然。一時謂爲奇功，不知皆公本謀也。」
- (46) 『明世宗實錄』卷四二二／嘉靖三四年五月辛酉。
- (47) 鄭曉『端簡鄭公文集』卷三／書／與彭草亭都憲。
- (48) 須田（二〇一三）によると『蔣洲咨文』本文には以下のようにある。「……奉此，帶同義士蔣海、胡節忠、李御、陳桂，自舊年十一月十一日，來至五島。……」また、『朝鮮王朝實錄』明宗／卷二二／一二年丁巳／嘉靖三十六年三月一七日庚午にも多少字句の異同はあるが同様の記述がある。
- (49) 采九德『倭變事略』卷四／嘉靖三五年四月：「軍門以海寇居島，出沒無常，莫得虛實。有生員蔣洲者，犯法拘獄，釋而遣之。又以陳可願、蔡時宜、潘一儒等，爲輔行。」
- (50) 唐鶴徵（『皇』明輔世編）卷六／胡少保宗憲：「宗憲檄寧波，選委知海情者。寧波以弟子員蔣洲、陳可願報，因令充正、副使。而朱尙禮、胡節中，先以冒禁入海繫獄，即獄釋之，令各募二十人，輔洲等實文以往。」この一節は、ほぼ同文が朱國禎『湧幢小品』卷三〇／平倭を経て天啟刊本『籌海圖編』卷九／平倭錄に收められている。
- (51) 鄭若曾『籌海圖編』卷二上／王官使倭事略：「今上皇帝嘉靖三十四年七月，遣使移諭日本。……檄曰：「王國自我太祖高皇帝御極以來，世乘恭順，貢獻天朝。天朝待王恩亦不薄，上下安和，恪承天道，各保生民。今爾倭劫掠居民，念惟王國法令嚴明，部民盜一雞一犬者，必殺無赦，豈有縱民侵劫之理，必是欺蔽國王，私出爲非。故特遣正使蔣洲、副使陳可願，移檄報知。王若能守祖宗之大法，思聖朝之厚恩，憤部民之橫行，分投遣人，嚴加約束，不許私出沒海洋，侵擾中國，使邊境寧靜，釁隙不生，共享和平之福。如此本司卽爲王奏聞，天子必有大旌勞之典，史冊書美，光傳百世，豈不快哉。否則奸商島民扇搆不已，黨類益繁，盤據海島，窺伺竊發，恐非王國之利。如昔年安南國王陳氏之禍，可鑒矣。今日移文報知，亦非爲中國也。王其深體而速行之。」」
- (52) 『明太祖實錄』卷三九／洪武二年二月辛未。
- (53) 山本達郎「陳朝と元との關係（二二五—二四〇）」、『同』明のベトナム支配とその崩壊（二四〇—二四二八）（山本達郎編『ベトナム中國關係史——曲氏の臺頭から清佛戰爭まで——』山川出版社、一九七五）。
- (54) 趙文華『嘉靖平倭祇役紀略』卷三／論日本疏。その足取りは、『戒庵老人日記』卷五／蔣陳二生に詳しい。同篇によれば、彼らはこれに先立つ八月に正式に使節に任命され、九月に寧波から出航したものの、臺風や海賊に相次いで遭遇したため一度寧波に引き返し、その間損失した貨物については自身の田産を賣って補填しなければならなかったという。一時的な歸帆の後、再度渡航を試み、数日のうちに海を渡って五島に到着した。
- (55) 『明世宗實錄』卷四三四／嘉靖三五年四月甲午：「及是可願還言，初自定海開洋，爲颶飄至日本國五島，遇王直、毛海峯等。言，十日（日）本國亂，王與其相俱死，諸島夷不相統攝，須徧曉諭之，乃不可（可）杜其入犯。有薩摩洲賊中（舟）未奉諭，先已過洋入寇矣。我輩昔坐通番禁嚴，以窮自絕，實非本心。誠令中國貫其前罪，得通貢互市，願殺賊自效。」

- (56) 采九德『倭變事略』卷四／附錄。
- (57) 『戒庵老人日記』卷五／蔣陳一生。
- (58) この記述にいう「日本」とは京都の幕府で、豊後も山口もかつて日本に從屬していた別の國と理解されている。夷長の「寧久」とは、あるいは五島の領主の姓氏「宇久」が字形の類似から誤って傳えられたものであろう。
- (59) 『明世宗實錄』卷四五三／嘉靖三十六年一月／乙卯：「總督浙直福建右都御史胡宗憲，以擒獲海寇王直等來聞。直本徽州大賈，狎於販海，爲商夷所信服，號爲汪五峰。凡貨賄貿易，直多司其質契。會海禁驟嚴，海甯民乘機局賺倭人貨數多，倭責償於直，直計無所出，且忿恨海甯民，因教使入寇。倭初難之，比入則大得利，於是各島相煽誘，爭治兵艦，江南大被其害。已而中國召集四方勁兵禦倭，倭往往遭損傷，有全島無一人歸者。其死者親屬，亦復其咎直，直恐乃與諸中國商若王濬、葉宗滿、謝和、王清溪等，共以其眾屯五島洲自保。」
- (60) 『明世宗實錄』卷三三七／嘉靖二十七年六月戊申。
- (61) 『明經世文編』卷二八三／王司馬奏疏／疏／倭夷谷留叛逆糾結入寇疏
- (62) 李獻璋（一九六二）が引用する『大曲記』の記述を参照。
- (63) 『日本一鑑・窮河話海』卷四／風土：「俗嚴禁賊，盜絲髮者皆死。間有產賊之島，不世見戮，人罵以賊切齒不忘，深以盜賊爲戒。」また、「日本一鑑絶島新編」卷一／原の備按にも同様の記事がある。
- (64) 『朝鮮王朝實錄』明宗／卷二〇／一年／嘉靖三十五年四月一日の條は、王直をもとは商賣のために來航したが、賊倭と結んだため盜賊をはたらいっているという對馬使節の證言を引いている。
- (65) 趙文華『嘉靖平倭祇役紀略』卷三／諭日本疏：「今年三月二十八日，臣接到宗憲書云，該寧紹地方官員具呈，今年三月初一日陳可願回呈，本生到于日本國五島地方，傳諭有馬、肥前平戶博多等五島，皆已禁戢，島夷不來入犯，尙有未到一十餘處，議留蔣洲同彼頭目仍在各處傳諭完日回覆。今先差頭目及通番人等帶領大福船四隻，護送可願，同來各夷口稱，情願將松江各處舊賊，或擒或剿或號召還島，惟中國所命，但要進貢開市等因。」
- (66) 『明世宗實錄』卷四三七／嘉靖三十五年七月戊午：「總督浙直胡宗憲奏，賊首毛海峯，自陳可願歸後，嘗一敗倭寇於舟山，再敗之於瀝表。又遣其黨說諭各島，相率效順。中國方賴其力，乞加重賞。兵部覆，兵法用閒用餌，或招或撫，要在隨宜濟變，不從中制。今宗憲所請，當假以便宜，使之自擇利害而行，事寧奏請，詔可。」
- (67) 『明世宗實錄』卷四三五／嘉靖三十五年五月乙亥：「倭寇自慈谿入海，泊魚山洋。聽撫賊毛海峯等助官軍，追擊之，擒斬百八十人。」
- (68) 萬表『海寇議』。王濬とは王直の義子としての名で、本名は毛烈、海峯は王直の號の五峰にちなんだものとされる。實錄をはじめ多くの同時代史料で字號を通名とし、毛海峯と呼ばれる。
- (69) 唐鶴徵『皇明輔世編』卷六／胡少保宗憲。
- (70) 鄭若曾『籌海圖編』卷九／大捷考／舟山之捷。
- (71) 徐宏光『平倭碑雜憶』（『風景名勝』二〇〇四）。
- (72) 唐鶴徵『皇明輔世編』卷六／胡少保宗憲。
- (73) 『籌海圖編』卷九／擒獲王直：「先是，海中倭寇敗沒，有零寇百餘，據舟山爲亂。公遣葉宗滿等，協助官軍，剿之盡殲焉。公疏上功次，犒賞有差，王濬笑曰，「此何足賞，若吾父至，當取金印如斗大。」……」
- (74) 『籌海圖編』卷九／擒獲王直：「公恐形跡彰露，委心留用王汝賢等，撫摩若親子然。葉宗滿兄弟，竝加禮遇。時時對將吏士民曰，「直非反賊，願倔強不一見我。見我當有處也。」……」
- (75) 『戒庵老人日記』卷五／蔣陳一生。
- (76) 須田（二〇一三）、鹿毛（二〇一三）。
- (77) 大内氏が百濟を出自と稱することについては、須田牧子「大内氏の先祖觀の形成とその意義」（同『中世日朝關係と大内氏』東京大學出版會、二〇一一）、平瀬直樹「室町期における大内氏の妙見信仰と祖先傳説」（『史林』九七―五、二〇一四）を参照。大友氏の本姓は通常藤

- 原とされるが、源頼朝の落胤説を根據に、第一二代持直以來、對朝鮮
 通交においては源姓を用いている。
- (78) 『明世宗實錄』卷四五〇／嘉靖三十六年八月甲辰……於是，宗憲疏
 陳其事。言，洲奉使宣諭日本，已歷二年，乃所宣諭止及豐後、山口。
 豐後雖有進貢使物，而實無印信勘合。山口雖有金印回文，而又非國王
 名稱。是洲不諳國體，無所違罪。但義長等既以進貢爲名，又送還被擄
 人口，眞有畏罪乞恩之意。宜量犒其使，以禮遣回，令其傳諭義鎮、義
 長，轉諭日本國王，將倡亂各倭立法鈐制，勾引內寇一併縛獻，始見忠
 款，方許請貢。疏下，禮部言，來使宜優資遣回，如宗憲議。其宣諭一
 節，事關國體，未可輕易詔，仍詳議具奏。部臣乃請令浙江布政司，以
 有司之意移咨風示義鎮等，轉諭其主，一如宗憲議。報可。」
- (79) 俞大猷『正氣堂集』卷九／呈總督軍門梅林胡公揭／議處日本貢夷…
 「職等再三計議，合無將德陽等四十三人，暫令泊住海外石牛港，給與
 薪米魚菜，嚴禁其買賣交通。聽候軍門奏請命下之日，量用金帛之類，
 獎賞源議鎮以勸其效順之心，另用花紅米酒之類，給賞德陽等四十三人
 以慰其遠來之勞。仍令回諭源議鎮，再行用心傳布天朝威令，嚴禁各島
 盡將今歲入犯揚州之倭，捕置以法。使二三年後，通無倭寇入犯，乃許
 源議鎮請伊國王印信，勘合表文，照依限期來貢。」
- (80) 俞大猷『正氣堂集』卷九／揭／呈總督軍門梅林胡公揭二十首／議計縛
 王直。
- (81) 俞大猷『正氣堂集』卷九／揭／呈總督軍門梅林胡公揭二十首／自明。
- (82) 鄭若曾『籌海圖編』卷九／大捷考／擒獲王直。
- (83) 鄭若曾『籌海圖編』卷五／浙江倭變記／嘉靖三十二年四月／官兵進剿
 馬蹟潭王直敗之。
- (84) 俞大猷『正氣堂集』卷九／揭／呈總督軍門梅林胡公揭二十首／議計縛
 王直。
- (85) 『明世宗實錄』卷四三三／嘉靖三十六年十一月乙卯，同卷四八一／嘉靖
 三十九年二月甲辰。
- (86) 鄭若曾『籌海圖編』卷九／大捷考／擒獲王直。
- (87) 鄭曉『端簡鄭公文集』卷三／書／與胡梅林。
- (88) 『明世宗實錄』卷四五三／嘉靖三十六年十一月乙卯。
- (89) 『明世宗實錄』卷四五三／嘉靖三十六年十一月乙卯。
- (90) 『明世宗實錄』卷四五三／嘉靖三十六年十一月乙卯。
- (91) 俞大猷『正氣堂集』卷九／揭／呈總督軍門梅林胡公揭二十首／請發兵
 船泊馬墓。
- (92) 『籌海圖編』卷九／大捷考／擒獲王直……而公與其所親信王激、葉宗滿，
 先遣來見者，連床臥，因伴露諸將請戰書十餘篇于几案，王激等竊視驚
 怖。夜半公作醉，夢中語云，「吾欲活汝，故禁不進兵，汝不來，休怨
 我也。」含糊其辭，吐滿床。王激等漏之于直，直始疑之，又使其子澄，
 嚙指血寓直書云，「軍門數年恩養我輩，惟願汝一見。使軍門有辭于朝
 廷，即許眷屬相聚。汝來，軍門決不留汝，藉令不來，能保必勝乎？空
 害一家人耳。」……」
- (93) 『明經世文編』卷二七〇／禦倭雜著／書／復胡梅林論處王直、唐樞
 『海議』論處王直奏情復總督胡梅林公……嘉靖六十七年後，守奉公嚴
 禁，商道不通，商人失其生理，于是轉而爲寇。嘉靖二十年後，海禁愈
 嚴，賊影愈盛。許棟、李光頭輩，然後聲勢蔓延，禍與歲積。今日之事，
 造端命意，實係于此。夫商之事順而易舉，寇之事逆而難爲。惟其順易
 之路不容，故逆難之圖乃作。訪之公私輿論，轉移之智，實藏全活之仁。
 前此侍郎趙文華、都御史鄭曉等，各有建議，本兵彘豹，曾有覆題。
 ……」。
- (94) 鄭若曾『籌海圖編』卷一一上／經略一／敘寇源。
- (95) 趙文華『嘉靖平倭祇役紀略』卷六／咨總督胡侍郎海防事宜。
- (96) 『明經世文編』卷二七〇／禦倭雜著／書／復胡梅林論處王直、唐樞
 『海議』論處王直奏情復總督胡梅林公……三曰，……開市必有常稅。向
 來海上市貨暗通，而費歸私室。若立官收料，倍于廣福多甚。況今海上
 戍額，即令事平，必欲如九邊故事，定立年例，以充餉費。舊時兩浙

北起乍浦，南迄蒲門，綦紆二千里衛所巡司，各衙門兵卒，約二十萬有奇，歲費五十萬有奇，各縣徵發舊額已定。見今客兵大增，何以處給。且兵荒之餘，百姓貧苦，不忍加賦。若得海上之稅，以濟海上年例之用，則一舉兩得，戰守有賴，公私不困矣。」

(97) 『明世宗實錄』卷四五四／嘉靖三六年二月癸未。

(98) 『明世宗實錄』卷四五三／嘉靖三六年一月乙卯：「直與宗滿、清溪來見，宗憲好言慰之，令繫按察司獄，具以狀聞，請顯戮直等，正國法。姑准義長等貢市，永銷海患。或曲貸直等死，允沿海戍卒，用擊番夷心，俾經營自贖。」『籌海圖編』の編者鄭若曾も同様の構想を持っていたことについては、岩井(二〇〇四)に詳しい。

(99) 『明世宗實錄』卷四五三／嘉靖三六年一月乙卯：「御史本固關於事機，力以爲未可。而江南人詢詢言，宗憲入直善妙等金銀數十萬，爲求通市貸死。宗憲聞而大懼，疏既發，追還之，盡易其詞，言直等寔海氛禍首，罪在不赦，今幸自來送死，實藉玄庇。臣等當督率兵，將殄滅餘黨，直等惟廟堂處分之。」なお、同條ではこの時の王本固の反対について、「御史本固關於事機，力以爲未可」とあり、そのまま讀むと「王本固は事情に暗く、努めてそれに反対した」となる。ただし、假に「闇」が「諂」の誤りだとすると、「王本固は事情に精通し」と、正反対の意味になる。實錄の編纂官は、一般的に法規範の原則に忠實で、科道官の見解を支持する傾向があるが、ここでは條文全體の論調に鑑みて、「闇」は文字通りと理解し、胡宗憲の當初の構想が支持されたものと考えておく。胡嗣運『忠敬堂彙錄』/建言錄/計獲海上巨寇疏。

(100) 采九德『倭變事略』卷四／附錄。

(101) 『明世宗實錄』卷四七八／嘉靖三八年一月丙申：「總督浙直都御史胡宗憲，獻上王直、葉宗滿、王汝賢等獄。謂，直等勾引倭夷，肆行攻劫，東南繚騷，海宇震動。臣等用開遣諜，始能誘獲，乞將直明正典刑，以懲于後。宗滿、汝賢，雖罪在不赦，然往復歸順，曾立戰功，姑貸一死，以開來者自新之路。事下，兵部會同三法司覆議，三犯俱不可原，仍將

妻子財產沒入，庶盡法律。上曰，直背華勾夷，罪逆深重，命就彼梟示。宗滿汝賢，既稱歸順報效。姑待以不死，發邊衛永遠充軍，餘如議。」

(102) 『明律』卷十八／刑律一／賊盜／叛：「凡謀叛，但共謀者，不分首從皆斬。妻妾子女給付功臣之家爲奴，財產竝入官，父母祖孫兄弟，不限籍之同異，皆流二千里安置。」同卷十五兵律三／關津／私越冒度關津：「越度緣邊關塞者，杖一百徒三年。因而出外境者，絞。」

(103) 『鄭端簡公奏議』刑部類／卷一四／會題詳議賊犯王直等疏。

(104) 『鄭端簡公奏議』刑部類／卷一四／會題詳議賊犯王直等疏によれば、王直の母汪氏は、この時齡八〇を越えていたという。

(105) 李日華『味水軒日記』卷二／萬曆三八年九月十九日。

(106) 『明世宗實錄』卷四五三／嘉靖三六年一月乙卯，同卷四七四／嘉靖三十八年七月戊子。

(107) 『日本一鑑』窮河話海』卷七／流浦。

(108) 萬表『海寇議』。

(109) 『籌海圖編』卷九／大捷考／舟山之捷。

(110) 『明世宗實錄』卷四八一／嘉靖三十九年二月甲辰。

(111) 『明世宗實錄』卷四六一／嘉靖三十七年七月丙辰。

(112) 『明世宗實錄』卷四七四／嘉靖三十八年七月戊子：「……至若總督浙直福建都御史胡宗憲，柔佞儉人，姦邪巨蠹。欺君悞國，養寇殘民。岑賊移駐柯梅，自焚舟廠，全浙所共知也。乃稱官兵攻剿，而妄行奏報，欲飾其玩寇之愆，溫臺極被創殘，荼毒官民，人心所共傷也。乃稱斬獲數多，而更以捷聞，求掩其殃民之罪。擁勁兵以自衛，惡聞警報之宵傳，罪將領以文奸，專冀本兵之內召。廉恥掃地，沉湎喪心。捧觴拜舞于軍前而伏地歡呼，讚趙文華爲島夷之帝，携妓酣飲于堂上而迎春宴客，視總督府爲雜劇之場。萬金投款權門，而醉發狂言，畢露其彌縫之巧，千里追回章疏，而旋更情節，曲致其欺罔之私。納賄弄權，出犴獄之巨奸，若鹽賊朱先等，權倖將領，專官給餉，縱滑稽之武辨，若指揮陳光祖，富擬陶朱。貪黷因仍，征輸繁急。喜通透夷情爲得策，啟軍門倭主之謠，

指扣侵邊餉爲常規，有總督銀山之號。招藝流而厚加餼養，盈庭皆狗鼠之雄，假贊畫而陰爲利謀，入幕悉衣冠之盜。蔑視法典，溷亂官常。此一臣者宜置之重辟，以彰天討之公，用洩人心之憤者也。疏下，兵部議覆，得旨。繼光、四維、英、革任仍同缺，魁等，下按臣逮問。祖庚等免究。元珂降調。宗憲詢策勵供職。」

(113) 『明世宗實錄』卷五一五／嘉靖四十二年一月丁亥。

(114) 『皇明疏鈔』卷七十／權姦二／陸鳳儀／督臣欺橫不法亟賜罷斥疏：「前者，海賊王直，本與宗憲同鄉，素相識善，受其賄遺軍前所用。蔡時宜、蔣洲、陳可願，皆賊人姦細，先于太倉州敗露，被熊知州拏禁，俾脫者，宗憲乃倚爲腹心，使之往來賊中，暗相約好。嘉靖三十六年三月內，王直勾領倭船六隻，入寧波府寧港，約衆不過三千，上岸四散抄掠，燒燬房屋，殺害居民，不可數計。而軍門但以招降爲名，按兵不擊，反出薪米酒肉，以供饋之，日費百金以上。叅政劉燾屢請出師不聽，甚爲扼腕嘆憤。賊住港內半年，彼此交質，往來無忌。總兵官盧鏗亦親造其舟飲宴，屢夕而返。宗憲乃預爲賊地具奏，乞赦其罪，且欲以海防任之，盟約已堅。王直遂挺身來詣，相見之際，待以賓禮，伴以指揮，乘以肆輻，任其自便，略無防禁。此果何爲者耶？幸賴我皇上明見萬里，斷以必誅，宗憲始不得已，倒牌將王直送按察司收監，復口諭按察使寬之在外。蓋欲陰令逸去，而諉罪於該司也。該司覺之，不從其言。雖王直卒正典刑，而三千之衆竟通天誅，人心憤憤，無所於洩，誰之咎歟？而猶掙以爲功，叨竊殊恩，橫行胸臆，自立報功廟於吳山，塑像其中，飾虛侈繪廡壁，比於燕然勒石，不以爲羞，果何以慰衆望而服人心也哉！此宗憲之欺天冒功大罪，一也。」

(115) 『皇明疏鈔』卷七十／權姦二／陸鳳儀／督臣欺橫不法亟賜罷斥疏：「此

天下首惡，人共以浙中大倭目之。蓋不可使之一日復居總督之位者也。」

(116) 『明世宗實錄』卷五一六／嘉靖四十二年二月丁丑。

(117) 『明世宗實錄』卷五一七／嘉靖四十二年正月壬辰。

(118) 『籌海圖編』卷五／浙江倭變記／嘉靖三十五年六月／應襲管懋充中書羅

龍文誘擒賊首葉明陳東等條、八月／賊首徐海乞降條。

(119) 『明世宗實錄』卷五四四／嘉靖四十四年三月辛酉：「曩年逆賊汪直勾倭內

訶，罪不在宥。直，徽人。與羅龍文姻舊，遂行十萬金世蕃所，擬爲受

官。：龍文亦招集王直通倭餘黨五百餘人，謀與世蕃外投日本。」

(120) 『明世宗實錄』卷五五一／嘉靖四十四年一〇月丙戌：「……因言，宗憲昔

與王直交通，每籍龍文爲內援，相與譖事世蕃，故事久不發。今蒙恩放

歸之後，不思補過，愈猖狂，招集無賴，暴橫鄉里，其罪不減于世蕃、

龍文。乃二犯已正明辟，而宗憲獨以倖免，恐無以服天下之心。臣又聞，

龍文長子六一者，素稱大猾，且習通倭。初匿宗憲家，今不知所嚮。使

六一得亡南走倭，臣恐江南之事，有大可慮者。」

(121) 『明穆宗實錄』卷六九／隆慶六年四月丁丑：「宗憲依附權勢，靡費軍餉，

與夫殺戮過慘，不能無罪。然當倭奴憑陵之際，卒以計擒首惡，海波遂

寧，此其功罪亦當相準。」

【附記】

本稿は文部科学省科学研究費若手研究（B）「倭寇論の再構築」の成果である。